

俸 紿 生 活 者 問 題

俸給生活者の増給問題

生活費の不足は單に労働者丈の事ではない。歐洲戦争以來物資の供給は世界的に不足を告げ物價騰貴生活困難の問題は無產階級のあらゆる人々を襲ふた。此物價騰貴の勢は事業界の好況と共に益々甚だしくなつたので先づ最初に労働者側の人々は主として労働争議の方法によりて賃銀增加を傭主に迫り、大體に於て生活費の不足を脱るゝを得た。然るに現今社會一般の形勢は要求の聲のある所には耳を傾け易きも聲の無い所は慨して後廻しにすると云ふ状態にある。それ故自己内部の生活は窮乏を告げ、生活費を次第に切りつゞめつゝ世の好況を呪ひながら、而も外面を飾りて内心を露骨に訴え得ず、所謂謙讓の徳とか犠牲の精神とか云ふ言葉の道徳に強制せられて次第に自己を破壊しつゝある所謂俸給生活者は、茲に生活の一大不安を感じて來た。彼等が生活の不安を脱せんとした最初の試みは職務怠慢である。職務怠慢によつてせめても不平を打ち

消さんとしたのである。一方に謙讓とか犠牲とか云ふ言葉に壓迫せられながら他方には此職務怠慢と云ふ不道徳を行ふて平然として慚ぢず、而もそれを慚づる事さへ忘れてしまつたのである。併しながら職務怠慢によつて彼等が勝ち得た所は殆ど云ふに足らない。多くの場合には老朽淘汰の聲に威嚇されて止むを得ず屈従に終つてしまつた。茲に於て絶對絶命の境に立つた彼等は最後の一策として増給嘆願と云ふ營養不良の悲鳴を上げた。吾人は茲に「其聲を大にして生活費の不足を社會に訴へた」と云ひたいが、其事實を目撃して居る故に如何にしてもそんな形容詞を用ゆる譯には行かぬ。事實に於ては小規模に賛成する丈の人の合意を得てなるべく上級の人々に知れない様に、假りに知れた場合でも、成るべく感情を害はぬ様に、所謂謙讓の言葉を外面に飾りて増給の要求を懇願したのである。勿論此増給要求には同一官廳、同一會社内に於ても凡ての人々が一致の行動を取つたのではない。内心は非常に増給に憧れながら他人によつて要求を提出せしめ、自

分は飽迄謙讓と犠牲心とを裝ひて私に甘露を待ち設け
ると云ふ様な道徳家の多かつた事は争はれない事實である。併し其聲の大小、音色の内容は如何は別として
兎も角此等俸給生活者が困つて居るのは事實であるから之に對する増給の實施は次第に各方面で行はるゝ様になつた。先づ官廳側では下級官吏に對して昨年四月から五割の臨時手當を支給して居たが、本年四月から
は全官吏に對して五割迄の増給を行ふた。本年夏以來物價の騰貴甚だしく官吏の生活益々窮迫を告げたので、七八月頃の勞働爭議に刺戟されて溫順なる官吏も各役所役所で協議して増給運動を行ふた。官吏の増給運動は表面新聞紙上に表はれたのは甚だ少數であるが吾人が親しく各官廳にて内情を聞き、又は各地方の状態調査の爲旅行せし場合に見聞する所によれば其數甚だ多い様である。其方法は先づ有志の者二三集りて増給の協議をなし大體腹案出來た時に之を各課に回章として廻す、各課では正午課長が食堂に行つた時などに其留守を利用して食事しながら會議する、大體賛成出來たならば捺印の上直ちに次の課へ廻す。此様にして各課を経て回章が最初の有志の所へ歸つた時に有志者

が之を各所屬長官に提出して要求事情を嘆願するのである。少しく大仕掛のものは他に漏れた事があつたが大抵は新聞にも出ないで其儘長官の机上に置かれたのみであつた。此事實があつた爲か否かは知らぬが政府でも官吏の窮状を察して十月から遂に七割以下の手當を支給する事となつた。次に小學校、中等學校の教師及地方團體の公吏に就ては、各地方地方が昨年末以來それぞれ臨時手當を幾分づゝ支給して居たが、是が支給の率に就ては各地別々であつた故政府では先づ本年六月其調査に着手した。恰も此頃各地で小學教員の増給要求次第に高まり、其要求に無理ならぬ節あるを見たので政府は各地に官吏を派遣して其増給を獎勵した。之に據つて小學校教員は勿論、各地方團體の吏員等は略ぼ小學校教員と同様なる率に於て臨時手當の支給を受けた。第三に官公吏以外の各銀行會社等の俸給生活者は一般に其月額俸給は低いが年二回宛定期に少くとも月給の三ヶ月分乃至二十ヶ月分の賞與を受けて居る故比較的増給運動も激しくはなかつた様である。是れ營利會社では物價騰貴し事業界が好況で利益が多い丈それ丈社員の賞與も増加し生活も安定を

得る見込あるが故である。併しそれでも増給運動は秘密の間に行はれ、事業家の方でも社員等の生活状態を調査し少くとも二割、多きは十割の臨時手當を支給した。併し此臨時手當は賞與の計算には無關係のものであつたが、本年八九月頃からして此手當を本俸に繰入れるの要求起り、七月下旬東京電氣會社で社員五百名に對して三割乃至六割の増給を實行したのを始め各事業會社でも此傾向を發見して増給を行ふもの次第に増加し、十月一日三菱造船所では會社員に對して從來支給して居た八割の臨時手當を本給に繰入れる旨を發表した。最後に上記の者とは異り私立の營利法人ならぬ公益法人、及び之に類するものに屬して居る俸給生活者を見るに、此等の連中の生活内情程犠牲の精神と云ふ言葉に強迫されたものはない。「此様な事業に從事する者は犠牲心がなくては」と一言目の人から言はれる地位にあるのである。そして大抵此公益法人に從事して居る連中は一種の型がある、苦しいながらも犠牲的精神といふ名に免じて多くは泣寝入に終つた。此間にあつて僅に正直の告白を社會に訴へたものは基督教の或る一派の牧師あるのみである。要するに俸給生活

者は營利會社の社員以外は大體あまり生活に餘裕がない。否寧ろ缺乏に追はれ勝ちである。北九州の工業地 方では親が子を叱る場合に『そんなに言ふ事をきかぬと月給取りにするぞ』と云ふと聞く。此様な次第であるから勢ひ俸給生活者中にも自分等の地位向上に就て何等かの努力を試み様とする連中は茲に團結の必要を感じ所謂サリラーメンス・ユニオンを作るの機運を助長した。此機運に乗じて六月下旬東京に一種のサリラーメンス、ユニオンが出來たが、俸給生活者は矢張俸給生活者で勞働團體の様な活潑の運動をなす元氣もなく、其儘に消え失せるらしくなつた。此時に某有志者が五萬圓の資金を此ユニオンに與へようといふ話で俄に會長だの顧問だのも顔を並べ、貧弱なる俸給生活者に對して憐れなる微笑を與へた。

中學校教員の生活に就て外 語教授片山氏の談

二月六日中外商業新報に紹介したる、片山外國語學校教授の談に據れば、

づ完備してゐるが、教師の生活状態の貧弱な事に實に哀れである。自分達も表面位階勳等は立派でも収入の點に至つては行政官吏や司法官に比したら同日ではない。それは扱て指いて外國語學校を卒業して中學校に就職すると五六十圓の見當の月給が取れる、しかも獨身であるから普通に體面も維持し得るが二三年もする内に結婚すれば子供も出来る、然るに月給は却々昇進しないから勢ひ生活難と云ふ事になる、人の子弟を教育するが自分の子供に中等教育を受けさせ事も出来ない有様である。その内に老朽淘汰となれば恩給位いに到底生活し得ない。或校長が新規に教員を雇入れる時に表面上には云はないが何時も又此の人も前途を誤ると云つたが尤もだと考へる、中等教員の優遇に急務だ。

京都の小學校教員消費組合 を組織す

京都市にては四月に行はれた一般小學校長間に動搖を來し古き歴史を有する校長會を自ら解散して市長に反抗的態度に出でたが事なくして止んだ。然るに之を機として、先づ小學校長中等教員等を中心として一つの消費組合を作るに至つた。成績よろしければ一般の

小學教員をも糾合して自發的なる一大小學教員組合を作る可しと云ふ。

東京小學校教員互助會の成立

東京府下全般の小中學校教員の爲に府當局の計畫せし教員『互助會』は其後各方面關係者の議成り四月五日成立した。當分府廳内に事務所を置き、即日事務を開始した。府下全般の官公私立中學教員八千名を會員とし、差當り會員は家族の死亡、入營に際し一定の金額を贈る事とし、基金としては府の補助金五萬圓及會員の寄附金を以つてし其利子を經常費とし、會員は一ヶ月三十錢宛十ヶ年間積立つる方針にて目的は教員の生活難を緩和するにあるから経費の許す限り積極的の施設をすると云ふ。

文官二十二萬人中九割六分

は貧乏人

東京毎日新聞は論じて曰く、日本に於ける一家族(五人)の最小生活費(一人の最小生活費年四百圓)を二千圓と假定する時、全人口中僅に二割のみが此の要件に適するに過ぎない。

更に之を東京市民の富の程度に就いて見ると、年收五百五十圓迄を貧民階（最小生存費）一千圓迄を貧民階の上級、二千圓迄を中流階の下級、三千圓迄を中流階級、五千圓迄を中流上、二萬圓以上は富者とすれば、之を職業別にするに富者階級は多く地主で二割二分、商業の二割二分、俸給取りは一割六分である。然るに官吏中職員錄に依るに文官の俸給は四千二十三圓の勅任漸く中流の上を占むる丈だけで、奏任の千八百九十四圓は中流以下であり判任の五百八十一圓は貧の上雇の三百三圓は貧の下に入る可きもので、文官總數二十二萬人中九割六分は貧乏人で最小限の生活費を得る事の出來ない連中である、之を市町公吏に就いて見ると更に哀れな數字となる。

勞銀低落傾向の恐る可き

影響豫想

四月十九日、東京毎日新聞紙上に紹介されたる警視廳工場監督官中田氏の談片に曰く、

東京府下一萬五千人の工場に戰後忽ち大動搖を來し、昨年十一月十一日（講和條約發表の日）以來、數に依つても明かに觀取し得られる。工場數二百十三に對し三千五百五十人解雇されて居るが、勞働

者の最も怖れてゐるのは失業でなく賃銀の底下である。戰時中甚からぬ收入を得て居た職工が、勞働時間の短縮で收入が減じ殊に獨身者の職工は夫婦者の様に共稼をする者より收入は無論尠く、しかも家には慰安者はなし自然と遊樂の巷に入る。大會社、大工場には娛樂設備や購買設備をしてゐるが多くは表面のみだら獨身労働者は益々荒んだ生活に入る、夫婦者には老人、子供が手足纏ひになるだらうが、夫には託児所等を設ければいいだらう。又小工場でもそう仰々敷せずとも出来る問題だ、しかし職工二十萬には二萬の獨身男女と多數の獨身女工が居るから、一日も早く彼等を安んぜしめなければならぬ。

三井物産社員の増俸要求

六月上旬東京毎夕新聞所報によれば、三井物産會社東京本店員九百五十餘名團結して俸給四割の増給の要求を重役に提出したと云ふ。之に就き重役は連日協議を重ねたが、其爲從來の慣例である六月上旬昇給の事も具體的に發表されて居る。此要求に就き社員中の急先鋒派は利益分配迄進まねばならぬと云ふて居るとの事である。然るに六月二十四日大阪朝日新聞所報によれば、同社では月給は一齊に三割を増し、半期ボーナス四十箇月分を各員に支拂ふ旨を發表したと云ふ。

横濱取引所員同盟休業

横濱取引所にては六月十二日午前九時十分蠶絲取引立會の定刻に至るも所員の出場なき爲め立會不能となつた、之れ故理事者の狼狽一方ならず、『帳簿整理の爲め蠶絲定期取引を延刻す』との掲示を出し、八方奔走の末所員を出勤せしめ漸く一時第一節の立會を開始する事が出來た。其原因は上半期賞與金の分配に關し重役の處置及今回同取引所増資に就き功勞株分配に關して所員等一同が憤慨したものであると云ふ。

著作家組合の成立

六月中旬東京に於て著作家の組合なるものが設立された。事務所は東京赤坂青山高樹町十二大庭柯公氏方で幹事は大庭氏及生田長江氏であるが、其組合要綱は次の如くである。

- 一、本組合は同業者相互の團結を計り権利の伸長を期す。
- 一、會合は毎月一回とす。
- 一、新進著作家の推薦をなす。
- 一、出版業者との仲介斡旋をなす。
- 一、経常的會費を要せず。
- 一、組合員は其著書の出たる時任意に其幾分の金員を本組合に寄附積立をなす事。
- 一、寄附金は其申出ある度毎に總會にて決議する事。

其後友愛會に合同を申込んだが、友愛會大會で一般智的無產者をも入會せしむる事を決議したので、會員中の二三氏は入會した。

小學校教員俸給改正調査

文部省にては六月中旬小學校教員俸給改正の調査につき各府縣に對し、教員の實數、最低俸給額、當該地方の生活狀態、物價騰貴の現狀等の調査報告を依囑した。今回の増給改正の骨子は（一）各府縣增給の統一、（二）土地俸制度の採用、（三）増給最低額の引上げにある。尙土地俸は大體に於て三階級位とし、最低増給額は現在八圓位であるのを二十圓前後に引上げるに在ると云ふ。

全國小學校教員の増給實行

六月末から各地の小學校教員の間に増給の要求次第に強くなり、文部省にても小學校教員の生活費に關しては種々調査を重ねて居た際であつたから教員の要求に無理ないのを認め全國各府縣に督學官、事務官等を派遣して生活狀態の調査をなさしめると同時に教員増

給の件を懲戒せしめた。それ故各府縣でも市町村に訓令して教職及吏員の増給の件を警告した。其結果各市町村では其地方の状況に應じて五割内外の増給を實行する様になつた。

全國公立中學校教員の増給

文部省では小學校教員の増給に關して各府縣に訓諭を發して教員優遇の件を督促したが、之と同時に中學教員優遇の件に關しても亦注意を促した。其結果各府

縣では直ちに夫れ夫れ臨時手當支給の事を實行したが、今其手當支給額を觀るに全國總平均は四割八分となつて居るが、各府縣による支給狀態は左の如くである、

五割増給、北海道、東京、大阪、兵庫、埼玉、群馬、栃木、奈良、三重、山梨、滋賀、青森、山形、秋田、福井、石川、富山、鳥取、岡山、山口、香川、愛知、福岡、大分、熊本、宮崎、沖繩、五割以上、神奈川(五割二分)長崎(五割)茨城(五割一分)愛知(同上)岐阜(五割三分)島根(五割一分)廣島(五割一分五)愛媛(五割一分)佐賀(同上)鹿兒島(五割八厘)五割以下、京都(四割八分)新潟(二割七分他に二割二分五)千葉(四割三分六他に七分五)靜岡(三割九厘)長野(四割二分、増俸二割)宮城(三割一分增俸二割)福島(三割增俸二割)巖手(二割五分增俸二割)和歌山(四割三分增俸一割)徳島(四割五分增俸一割七分)

尙前々年度來の給料に比して其増給の割合を埼玉、山口、島根の三縣に就て例示せば左の如くである。
大正六年度俸
給に比して
大正七年十一月俸
給手當に比較して
二割二分

島 玉 縣	大正六年度俸 給に比して 大正七年十一月俸 給手當に比較して 二割二分
山 口 縣	八割八分
島根縣	九割五分
中學	十割一分
師範	五割三分
山 口 縣	四割二分

兵庫縣飾磨郡教員の増員要 求飛檄

兵庫縣飾磨郡教員有志の名にて郡内三十五の各小學校教員へ八割増俸要求の飛檄を發したものがあつた。此通告を得た教員等は指定日六月二十日午前九時過姫路總社遊地園へ三々伍々集つたが、主唱者らしき者來なかつたので何の事もなく人影も消え去つたと云ふ。

東京俸給生活者同盟會の協 議會(S・M・U)

六月二十八日、東京俸給生活者同盟會の協議が大手町設立衛生會館に催され、各方面からの提案六項を幹事の一人なる杉原正夫君が代表説明し。

此ノ運動ハ要スルニ解放ノ運動ニシテ生活ノ安定並ヒニ道徳心ノ保持ヲ主張セシムルニ外ナラス。

第一項 兎黜陟ノ權ヲ少從者ノ專斷ニ委スルハ弱者ノ人格ヲ拘束シ道義心ヲ卑劣ナラシムルノ主因タルニヨリ、凡テ多數ヲ基礎トシ立憲的ニ行フヘキモノ也。

第二項 生産要素ノ分有者（資本家ト労働者）ノ協同ニ成ル營利事業ヨリ生スル利益ノ分配ハ經濟的原因ニヨルモノニシテ温情或ハ恩惠ニ否ス。故ニ其ノ分配ハ對等關係ナラザル可ラズ。即チ労働ノ生命ヲ持續スルモノハ契約ニ依ル報酬ニシテ、資本ノ生命ヲ持續スルモノハ銀行金利ヲ標準トセル利子ナリ。依テ爾餘ノ利益ハ双方ニ折半スヘキモノ也。但シ資本カ一時ノ損害ヲ忍ムテ他日ノ恢復ヲ期シ能ハサル程ノ事業ナラハ資本モ同時ニ勤勞モ、之ニ投下サレザルカ故ニ斯ル場合ハ問題トナラス。

第三項 営利會社ニ於ケル勤勞者ヘ養考退職疾病基金ト稱スル積立金ハ其ノ管理者カ資本家及重役（重役ハ同時ニ資本家ナリ）ノ手ニ在ル以上、其ノ處分ハ一ツノ夫等ノ手加減如何ニ依リ、從來ハ凡テ被使用人ヲ欺瞞スル手段トシテ用ヒラレ來レルモノニシテ、結局ソノ與フル額ハ所謂申譯的ノモノニ過キサリキ。

依テ之力管理權ヲ被使用人ノ手ニ移シ或ハ決算ノ都度現金ヲ以テ交付シ勤勞者相互間ニハ協濟組合ヲ設ケルヲ可トス。

第四項 物價騰貴ヲ理由トセル臨時手當ナルモノハ速ニ本俸ニ直シ、宜シク時勢ニ適應セシムヘシ。

第五項 第三種所得稅ハ月收二千圓以上ノ俸給所得者ニ課スヘキモノト認ム

第六項 恩給年金等ハ元來國家社會ニ對スル奉仕ニ報エヘク其ノ老後ノ安生ヲ保證セントスルニ外ナラス。

然ルニ今日依然トシテ昔日ノ法定額ヲ更ヘサルハ何ノ意ソヤ、且武官ニ對シテハ先般恩給増額アリタルニ拘ラス文官公務員教員ニハ此事ナシ、吾等ハ理由ヲ解スルニ苦シム。

更ニ恩給々與ニ對スル在職年限ノ十五年ハ長キニ失ス。
故ニ恩給額ハ現行ノ數倍ニ進メ、十年以下ニ短縮スベシ。

（附帶事項）

第一個人ノ能率ト謂ヒ國力ノ充實ト稱スルモ、要ハ質ノ改善向上ニ存ス。現在一家族五人ヲ擁シ文化生活ノ第一步ヲ履マントセバ

精密ナル數字ヲ基礎トシテ吾等ハ年收二千圓以上ヲ必要ト認ム。

と當日種々の演説あつたが、此運動は單に東京の人々に限るべき性質のものでない。七月月中旬杉原氏等は大阪に於て宣傳の演説會を開いた。其後暫く沈黙のみに限る。九月初旬東京帝國大學河津氏は其會長となり、愈々の状態であつたが何處よりか基金の提供者あつたと見え九月初旬東京帝國大學河津氏は其會長となり、愈々實際的運動に着手する事となつた。十一月二十五日東京神田青年會館に發會式を開いた、來集者約一千名、杉原氏、北澤新次郎氏、河津暹博士、大山郁夫氏等は主なる辯士であつた。事業としては職業紹介、信用保證、救濟金の融通、信用組合及購買組合の設立、雇傭關係改善を期しS・M・U會館を建設すると云ふ、河津博士、神戸博士、安部教授は顧問に就任し、日清紡績社長宮島清次郎氏五百圓を寄附した。

同會の趣旨規約摘要は左の如くである。

俸給生活者ノ協力ニ依テ、其ノ特異ナル社會的立場ト、公正穩健ナル主張トヲ保持セムカタメ、茲ニ本會ヲ設立ス。會ハ發達ニ伴ヒ、會員ノ職業別ニ基ク分化組織及ヒ會務ノ完成ヲ期ス。

規約

第一條 本會ヲ俸給組合S・M・Uト稱ス。

第二條 本會ノ事業ハ左ノ如シ。

一、共濟事業、職業紹介、個人信用ノ保證、疾病傷害其他一切ノ不幸ニ際シテ會員ノ要求ニ應シ適當ト認ムニ斡旋ナシ且ツ共

濟金ノ支出ヲ行フ

時期ヲ見テ信用組合、購買組合ヲ設置スヘシ。

二、雇傭關係ノ改善、一般雇傭關係材料ノ集輯調査ヲ行ヒ其改善

ニ資シ、併セテ會員ノ合理的主張ヲ保護ス。

三、S・M・U會館設立、適當ノ地ヲトシテ會館ヲ設置シ會員ノ修

養享模ノ便ニ資セん事ヲ期ス。

四、會報發行、會報ヲ發行シテ會務ノ報告ヲナス。

五、其他事業 評議員會ノ決議事項。

第三條 本會本部ヲ東京市ニ置キ各地ニ支部ヲ設ク。

第四 本會ノ經費ハ會員ノ醵出ノ會費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ。

第五條 會員タラムトスニモノハ俸給生活者ニシテ會費一ヶ年一圓二十錢(二回ニ分納スルモ可也)ヲ納ムルモノトス。

第六條 入會者ハ住所、員業、氏名ヲ明記シ適宜ノ方法ヲ以テ申込ムヘシ。

第七條 當分左ノ役員ヲ置ク。

一、顧問 一、評議員 一、幹事

第八條 支部設立ニ際シ五名以上ノ同意發起者アルトキハ創立費用ヲ補助ス。

第九條 支部ハ會則ニ就テ本部ノ承認ヲ經ヘク、會計ニ就テハ監督ヲ受ク。

第十條 本部ハ支部ノ事業資金其他ハ對シ援助ヲ與フ。

大正八年十一月

顧問 法學博士 河津 遵

同 法學博士 神戸 正雄

北澤新次郎

幹事 同 早大教授 安部 磐雄

杉原 正夫 同

内山 賢次

S・M・U 大阪演説會

S・M・U關西宣傳運動の第一回は七月十日東京より主唱者杉原正夫氏、來阪廣告撒布新聞記者訪問警察との折衝等に日を費し、十二日夜七時より土佐堀青年會館に演説會を開いた。會費十錢と名札に住所職業を記入せしめて假りに會員證贊助員證等を渡した。入場者約四五百大部奉給生活者であつた。會衆は極めて静肅で活氣の乏しい、且拍手等に依つて察すれば餘り知識程度の高からぬものと見られた。七時司會者杉原氏立つて開會の主旨を述べ、東京に於ける演説會の節國光生命保險會社社員稻見中堂なる人が飛入贊成演説を爲し、入社當時の雇傭契約書を朗讀して忽ち會社より免職された、東京にては同志より相當の見舞醵金も出来たが當地でも應分の醵金をされ度しと述べ尙當地では後難を避くる爲め會社員の贊成演説を一切拒絕する旨を告げ、次いで學生風の青年(東洋大學生と稱す)花

圓淵澄氏の成演説を試み、再び杉原氏登壇の東京大會の決議事項を説明して九時半會を閉ぢた。

東京の私立中學校教員の向上會發會式

六月二十九日、午後二時東京神田一ツ橋帝國教育會

樓上に於いて東京市内私立中等學校教員の向上會の發會式が在つた。會衆は二十數校の教員九十九名内には十數名の女教師も混り、來賓席には文相代理等を初め四五の中等學校長も見えた、劈頭萩原幹事（日本中學）教員の開會の辭あり、青木健作（日本中學）氏同會組織の経過を報告し、長澤柳博士は注意めいた説を爲し、小林愛雄氏次いで立ち、文相代理の祝辭代讀あり福田博士八方に當り散し黒須代議士最後の審判は力なりと叫び、三代議士は政府の施設を賞揚して聽衆の反感を起さしめ、遠藤隆吉博士最後迄充分やれと激勵的に辨じ、五時より開會のテーブル、スピーチに移りて解散した。同會の目的は生活の向上安定を計り、相互の親睦扶助を期するに立ちて、嘗つて昨年十二月互助會を組織したるも自然消滅に終つたのを今回捲土重來の勢

を以て復活せしめたのである。因に東京府下の私立中學校數は中學三十七、女學三十三、實業十で教員數約千三百名平均俸給五十五圓にして、時間數の如きも公立に比し甚だ長時間に涉り一般に待遇粗惡である。

東京小學教員大會と官憲の干涉

六月二十九日、東京小學校教員の俸給八割増加をする爲日比谷にて教員大會を開く豫定で、若し要求が容れられない時は同盟休校すべしとの檄を飛ばしたのであつたが、當日は早朝より多數の私服巡查各所に入り込んで首謀者の物色に努め、且つ警視廳では多數集會する様の事があれば治安警察法で解散を命ずる方針を取り、東京府及市からも學務課員出張して教員の行動を監視し、且又區長及各校長に命じて教員をして大會に出席せしめぬ様注意を催した。其爲主催側の人々も官憲を憚りて其頭角を示さず、午後一時頃音樂堂に集つたが直ちに解散を命ぜられ、結局三百名程は三時頃迄に參會した様であつたが官憲の干渉強き爲集會を催す譯に行かず、遂に流會になつた。

東京市小學校教員五割増俸

鳥取縣氣高郡小學校教員の 増給要求

七月七日、國民黨代議士關 堀川、植原三氏は市役所に市長を訪ひ、「過日日比谷公園に行はれんとしたる小學校教員増俸運動は其原因生活の不安定にあるが如し、第二の國民教育の任に在るものにして此如き境遇に在るは實に國家の重大問題と思惟す」とて市長の意見を質した。之に對し市長は「教育優遇に就ては市當局に於ても相當考慮する所あり、今回平均五割見當にて増俸實行の方針なり、又市現在の學制は不統一極まるを以て將來統一の必要ありと認む」と答へた。

仙臺市小學校教員の増給要

求運動

七月初旬仙臺市小學校教員は教員研究會を開き、教員の待遇を向上せしめざるべからずとの決議を爲し、其實行方法を議して當局に建議した。教員側では紳士的態度を以て穩健なる方法で問題を解決しやうと云ふ希望であるが、當局では各小學校長に内訓を發して鎮撫策を講じたと云ふ。

七月上旬岡山縣苦田^郡五小學校教員四十六名は物價騰貴に伴ふ生活難を訴へ之が救濟方を村役場に迫り五學校長連名にて俸給十割増しの要求決議文を提出した。之に就き縣當局では五割の増俸は近々實行する運びになつて居るが十割は少し突飛であると云ふて居る。物價騰貴率から觀れば十割も無理な要求ではないと云ふ事を認め居てるらしい。而して教員側では決して同盟罷業などの舉に出づる事なく平和的方法に於

て事を解決すると云ふて居る。

札幌区内小學校教員の同盟

罷業

七月二日、札幌区内各小學校教員中有志者三十名は東小學校にて會合し、生活難に就き五割の増給と住宅料とを要求する旨を決議し、其要求を貫徹する爲同盟罷業をなす事を申合せ此事項を各校長に通告した。それ故三日各校長は校長會を開き男子教員全部の退職願を取り纏め區長を訪問して事件の顛末を陳述した。

東京砲兵工廠員の増給請願

七月四日、東京日日新聞所報によれば、東京砲兵工廠會計課計算係事務員二十四名は物價騰貴の窮状を訴へ、從家の時間給制度にせよ、新入者に高給を支給するときは從來の者にも對等に昇給せしめよ、との意味の決議を作り之を提理に差出した。若し却下せられならば現在職工二萬五千人の給料計算の際同盟休業をなすと云ふ。

福島縣石城郡教員吏員の増給と富豪の賦課

七月六日福島縣石城郡の一町四ヶ村では各町村長出席して事務研究會を開き、教員吏員に五割の増給を可決し、町村稅は從來上流に輕かつたので今後は上流を重くして中流以下を救濟する方法を採用するに決した。

北海道渡島小學教員の増給運動

七月九日、北海道檜山郡江差町の小學校教員は一同集合の上待遇問題に就て意見を交換し、即日増給要求の運動に着手せんとした。それにつき校長及當局者は百方鎮撫に努めて居るが、尙他の方面にも此種運動續出する形勢ありと云ふ。

大阪市小學校教員の新手當

大阪市小學教臨員時手當の件は市會の決定を見たが其割合は左の如くである。

校長俸給平均額七十五圓、臨時手當は俸給七十圓以上四割外に住宅料七圓被服費年額十五圓、本科△正教員の俸給平均額男子四十二圓女子三十圓、△專科正教員男四十圓女二十九圓、△本科の手當五十圓以上四割五分専科五十圓未滿五割、何れも住宅料五圓、被服費十二圓、△代用教員男二十八圓女二十二圓、△准教員男二十九圓女二十五圓、△三十圓未滿手當六割、△代用教員二十圓未滿七割、何れも住宅料三圓、被服費年額十二圓。

茨城縣下の小學校教員の増

給要求

七月十一日、茨城縣行方郡麻生町に於て小學校教員の會合あつて席上教員等は物價騰貴の窮状を訴へ、『此際増給を斷行せしむるか然からざれば暴利を取締らしむるかの外に良策なきも後者は望み難き故斷然増給を要求するに如かず云々』の申合をなし。若し此要求にして聽き入れられないならば同盟罷業をなすと決議した。

東京婦人の新團體

七月十二日、報知新聞所載に據れば、東京市内各小學校聯合同窓會は最近講習會等を開催して大分活動してゐたが更に社會的に運動を開始する爲めに七月十日

午後四時から東京府立第一高等女學校に委員會を開いた。集る者安井哲子、塙本はま子羽仁もと子、市川、三輪元道、宮田脩氏等で先づ聯合同窓會組織の根本の協議を爲し各同窓會の醸金、講習會音樂會刊行物等から得らる可き收入で經濟的基礎を固める事とし、常務委員を互選し理事三名別に置き其外に特別委員を設けて恩惠部、衣服部、食物部、風俗部、調査部の五部を擔當せしめ各部更に小部會を設けて研究に便し實行方法を講ずる事となつた。婦人覺醒、社會改良の大運動を起す手筈だと云ふ。尙一切の決定は七月二十一日會合同窓會代表者會議に上る事となつた。

埼玉縣下小學教員の新團體

七月十二日の時事新報に據れば埼玉縣下の少壯小學校教員の一部は今回啓明會なる新團體を組織し同志を糾合しつゝあるが既に六十餘名の同志を得て来る九月を期して川越又は浦和に於いて發會式を擧ぐる筈と云ふ發起者の一人入間郡古谷小學校訓導鹽野氏は決して増俸運動を目的とする者でないと聲明した。其趣旨宣言の大要は次の如くである。

戦後教員の振興の急務なるに拘らず教育家の社會的地位は頗る低下し其言は毫も重きを爲さざるに至りたり此原因は（一）新聞雜誌等に於ける皮肉なる哀話的の記事の掲載、（二）教員自ら教職を自輕侮し當局の命を受けて初めて動へが如き狀態、（三）修養並に研究の不足と同職相互の同情缺乏等にあるなり、之が改善に就ては教育家の自覺に俟つのみ、換言せば堅固なる團結の力を以て教權の確立を期するに在り。

愛媛松山の小學校教員の増給要求

七月月中旬松山市小學校教員校長の一部を除き約百四十餘名の者は臨時手當よりも本俸二級増給の要求を市に向つて提出した。然るに市參事會は之を否決した故二十八日教員等は協議の上縣當局に向つて陳情書を出し置き、其儘一同は登校を見合せ、登校した者も授業を見合せて頗る強硬の態度を取つた。それ故市では直ちに本俸各一級を引き上げ、尙二十九日縣會にて公布した三割の臨時手當を支給する旨を發表した。此發表によつて教員等も意を安んじ翌日から登校した。

巡査増俸公布

七月十七日、令を以つて巡査給與令中を改正し七月二十日より施行の旨公示せられた、其要領次の如くである。

日本郵海船高給船員の増俸要求

△巡査の月俸十二圓乃至二十五圓を「十五圓乃至四十圓」に、巡査部長の最上額二十八圓を「四十五圓」に、又教習中の巡査月俸九圓乃至十四圓を「十圓乃至十八圓」に初めて巡査を命ぜられたる者十八圓を「三十圓」に增加す。

△月俸の増給は五圓を超ゆる事を得ず（從來三圓）功勞章を有する巡査一ヶ月の功勞加俸五圓以内を「十圓以内」、同一所に五年以上勤続精勤者一ヶ月三圓以内の加俸を「五圓以内」に、非番の日に勤務したる者の一日手當五十錢以内を「一圓以内」に、訓練中の手當一ヶ月七圓以内を「十圓以内」に増加した。

大分縣國東郡の教員大會

大分縣西國東郡中部小學校教員七十餘名は七月十七日國東小學校に會同増俸要求を決議し、郡長に交渉する事となつた。猶十八日には全部大會を開催したと云ふ。

徳島市役所吏員の増俸要求

徳島市役所の吏員一同は七月十八日結束して増給の要求を爲したり。

青森縣北津輕郡小學校教員の増給運動

七月十八日、青森縣北津輕郡鶴田小學校に郡内教員六十餘名集まり教育會第一部會を開いたが、席上生活難に關する議論百出し其結果四月に遡つて其月以來の

五割増給を要求する旨を申合せ、交渉委員六名を以て一同の陳情書を當局に提出せしめる事となつた。
門司市小學校教員の示威運動

門司市では吏員及教員に對して四月に遡り一割五分乃至三割の臨時手當を支給する事となり、其案を參事會に提出した所參事會では遡及の要なしと決議し原案の提出者たる市長も之に賛成したので教員等は之を憤慨し寄り寄り協議して大々的示威的運動を惹起したりと云ふ。

宇都宮市小學校教員の不平

宇都宮市では縣の通牒に基き吏員及び教員に臨時手當を五割に増加する事に決定し、七月二十三日豫算を市會に付議した所、財政上の都合で七月分から五割の手當を支給する事となつた。然るに同縣下の他の町村では四月に遡つて五割増を支給して居るので宇都宮市の教職員は不平を抱き、各學校以下主なる者協議し數組に分れて各市會議に訪問しました運動に着手した。

東京活動辯士の増給運動

七月二十三日、東京市内の日活及天活の常設館に属する辯士の組織する友愛會は三割値上要求を決議し、七月中を猶豫期日として回答を會社側に求めた。要求拒絶の曉は罷業を爲して示威を試みると。

青森縣師範訓導の同盟休業

七月二十四日、青森縣師範學校青年訓導一同は陸軍練兵場に集合申合せの上突然休業した爲め學校側は驚いて調停中である。原因は過日創設された青森市青年教育會に加入して思想問題研究を申合せたるを縣當局より誤解され同學校長より痛く叱責されたるを憤慨したる爲だと云ふ。

岡山縣眞田検査員の増給運動

七月二十四日、中國民報所載に依れば、岡山縣眞田同業組合検査員五十名は増給運動を始むる爲各自調印取纏中と云ふ。彼等の俸給は最高二十四圓、最低十五

圓臨時手當二割、平均十七圓弱にて、平均十八圓、に二割手當の豫算は既に組合の承諾を経て居る次第である。彼等の要求は畢竟は完全迅速に實行せん事を求むと云ふ點に在る。

スタンダード貿易會社朝鮮

支店員の盟休

七月二十四日、大阪毎日新聞に據れば、米國に本店を有し龍山に朝鮮總支店を置き内鮮人約三百名の社員を使用して居るスタンダード貿易會社では、待遇甚だしく劣等なるを理由として社員等同盟の上増給を迫り、連袂辭職をほのめかしたと云ふ。

シンガーミシン京城支部雇

員の手當要求

七月二十四日の大阪毎日新聞に依れば紐育に本店を有するシンガーミシン京城滿鮮總支部にては、内鮮人社員、販賣店主任、其他の雇員等約千名は結束して、總支配人排斥と、臨時手當要求とを神戸なる東洋代表者に申出た。然るに該支配人は朝鮮に於ける高級社員

三十餘名を歓首し、下級社員其他に懷柔を試みたが、
結束堅く營業全く休止の外なきに到つた。此様にして
社員等は七月二十五、二十八兩日京城に全鮮幹部の大
會を開く事となつた。

日本郵船會社船員の要求

七月二十四日、郵船會社船員中、甲板部、機關兩部
員は横濱市蓬萊町の海員共同救濟會本部に集會協議の
結果、數日前會社が下級船員約五千人に對し八月一日
以後八時間就業制とし、向ふ一ヶ年間に三割増給、内
一割は八月一日より支給する旨各船内に發表したるに
對し、「三割増給は八月一日より一時に行ふ事、一年間
の精勤者に公休日を與へよ、時間外勞働は一時間二十
錢割増」を決議し、神戸なる同會出張所と呼應して調
印の上會社へ要求したと云ふ。

岐阜商業會議所の增俸建議

岐阜商業會議所にては二十五月總會を開き官公吏學
校職員の增俸の建議を内務大臣に提出すべく協議した
と云ふ。

俸給生活者問題

愛媛縣越智郡教員の増員運動

六月二十五日の各地新聞紙に依れば愛媛縣越智郡の
小學校教員結束の上増俸要求を爲したる件に就き文部
省より照會したるに對し同縣知事より事實の旨回答し
來たつたと云ふ。

牧師の増給決議

七月二十五日、長野縣輕井澤に避暑中の牧師は名古
屋に在住するハミルトン氏同會の下に會合して傳道事
業に從事する者の給料値上げの件を協議した。増給は
單に外國人に止まらず日本人の牧師宣教師にも四割乃至五割の値上げを決議し即時實行する事となつた。

大阪商船高等海員の増給要給

七月二十六日付で大阪商船會社は高等海員千三百名
が過般三割値上要求をなしたるに答へて海陸員共金五
圓宛の増給を約した。

富山米穀取引所事務員の盟 休

連袂辭職の計畫だと云ふ。

七月二十六日、富山米穀取引所事務員一同缺勤したる爲め午前八時半開場の前場立會を見るに至らず、其爲めて來客仲買等喧擾甚だしく、取引所では前書記一名を呼び來りて九時半漸く開場した。事の原因は過日來臨時手當を現俸給の五割増にせよとの要求を理事長に度々迫つたが用ひられなかつた矢先、二十三日株式總會にて一割五分の配當を決議し乍ら、社員には二十圓程の賞與支給を決議して、増俸を決議せなかつたのが主なる原因である。取引所より種々對案を示して妥協を試みたが結局仲買人等の仲裁にて三割増俸にて落着、二十八日より就業する事となつた。

横濱サミュール商會員の増俸 要求

七月二十六日、横濱市山下町サンエル、サミュール商會の雇人百六十餘名は二十六日協議の上、八月より給料の八割増を要求し商會側と交渉した。容れられずは

七月二十八日、毎日新聞所載に依れば近頃文官恩給發起人は東京府下、上澁谷正七位勳五等、元郡長、植崎信美、東京青山恩田從五位勳四等元通信事務官、岩他數氏にて、二三日中に東京恩給生活者に通知を發し同志糾合の上、八月十五日前後を期して大會を開き其決議を携へて閣員を訪問して約十割見當の増額要求を陳情する筈だと云ふ。因に、武官の恩給並に家族扶助料は改正の結果其支給額を高めたが、文官の方は明治二十三年制定の儘で今日の状態とは餘り懸隔がある。

高松の俸給生活者購買組合 を設立

七月二十九日の高松市の官公署會社に勤務してゐる俸給生活者一團となりて大購買組合を設立するの計畫を立て、縣の岸本内務部長を創立委員長として直に、

着手した。

横須賀鎮守府水兵の不平

七月下旬横須賀海軍鎮守府にては下士に對し十二割の手當を支給したが一般卒に對して何等施す事をせなかつたので海兵團初め在港の軍艦の一等水兵は横須賀諏訪山公園又は平坂下魚市、山王町魚吉、元町、島森等の料理店に集合して何事か申合せたが、何等の事もない。只常に不平の口吻を洩らしてゐる、鎮守府にては一時の氣紛れに過ぎないだらうと云つてゐた。

各官廳の半期臨時手當支給

各省官衙では中元の臨時手當として四十圓以下の者には月給の十八割内外、四十圓以上のものには月給の十二割内外を支給する事となつた。從來年末には各官公衙共多少づつの慰勞金を支給して來たが中元手當は今年が最初である。

神戸の活動寫眞辯士の増給 運動

俸給生活者問題

八月初旬東京市内看護婦準看護婦等の協會は看護料値上げの願を警視廳に提出した。警視廳は當然と認めて之を許可する事となつた。目下東京市には正看護婦四千百二人、準看護婦四千十二人、所屬看護婦協會三百十四ヶ所あるが、看護料は一日一圓三十錢、準で八十錢である。今回の要求は正一日一圓五十錢、準二割上と云ふのである。

東京市内看護婦の値上げ要 求

八月初旬東京市内看護婦準看護婦等の協會は看護料値上げの願を警視廳に提出した。警視廳は當然と認め、之を許可する事となつた。目下東京市には正看護婦四千百二人、準看護婦四千十二人、所屬看護婦協會三百十四ヶ所あるが、看護料は一日一圓三十錢、準で八十錢である。今回の要求は正一日一圓五十錢、準二割上と云ふのである。

山梨縣看護婦會の値上げ要求

八月初旬山梨縣下看護婦會は物價騰貴を理由として所屬官廳に向つて看護料値上げの要求を提出せんと協議會を開いた。自下同縣下の看護婦は三等より特等を通じて平均傳染病は壹圓二三十錢、普通病は壹圓内外である。

長崎市三菱造船所社員の増給運動

八月上旬長崎市三菱造船所では立神工場に屬する社員六十八名は給料値上げの連判狀を作り課長に對しても捺印せん事を要求した。之れ故早速所長の知る所となり、極力鎮撫に努めた結果妥協點を見出し、社員は其要求を取消した。

東京市水道課吏員の要求

八月中旬末東京市水道課吏員百二十六名は現在六割の手當の上に更に二割の増額の要求を提出した。

和歌山縣二等郵便局員の待遇要求

教員自衛團啓明會發會式

八月四日午後一時啓明會發會式が東京神田青年會館で開かれ、小林丑三郎博士、文部省督學官山内雄太郎

氏等出席して講演をした。其目的は教員の職務的自覺と思想の獨立並に社會的地位の向上を計るにあると云ふ。東京府及埼玉縣の初等教育間に組織されたもので會員數は百八名の維持員と二百の會員と一萬圓の基金を持つて居る。其宣言次の如し。

一、我等は眞人間の生活を基調とする社會政策の實現を理想とす故に公正なる人間一切の要求を肯定し公正なる凡ての社會的存在を尊重す。二、我等は日本人なり日本民族としての純正を發起し公正偉大なる國本に生きんとす故に之に障礙たる可き一切の不法理不自然なる組織慣習思想を極力排斥す。三、我等は教育者なり教育者としての天職を自覺し自由を得て萬民の味方として之が救濟と指導とに専念し、人類に對する熱愛に眼醒めんとす。

八月中旬和歌山縣紀南三郡の三等郵便局員有志は紀南三等局員有志會」を組織して左の事項を遞信大臣に建議する事を申合せた。

三等局員は三割の増給あつたが而も廿圓未満である故に五割増額する事、

二、從來年末賞與は一圓乃至八圓位であつたが年末年始は局員徹夜活動の有様故賞與は一ヶ月分以上として中元及年末の二度に給與する事、

三、恩給制度を確立する事、

之に就て局長等は大に驚き直ちに現場に馳付け、本局からは八九十錢の増給をして來たが満足出來まいから、其上更に増給の方法を考へて居ると百方慰撫したので、一時罷業迄も斷行せんとして居た局員等も運動を中止するに至つた。

東京在住廢兵の陳情

八月十九日現行軍人救護法に依る政府の支給金平均十六圓五十錢にては生活不能に就き五十圓に増加せられた旨東京在住廢兵の代表として大日本廢兵團幹部五名は内務省に増給の請願をした。一方市長へ宛て電車の無賃乗車を請願した。

市町村臨時手當及支給割合

内務省調査に係る九月一日現在全國市町村一千五百五十九(新潟大阪鹿兒島の分は報告未着)の市町村吏は

及教員の臨時手當支給割合左の如くである。當財政上五割を支給し能はざるものに對しては督勵中との事なり。

教員吏員共に支給せる市町村

五割以上

三、〇五一

五割未滿

二、一三三

吏員のみ支給せる市町村

五割以上

三、五五九

五割未滿

二、八一六

教員のみ支給せる市町村

五割以上

三、八四九

五割未滿

二、五二六

兵庫縣明石町銀行員の増給

要求協議

九月上旬兵庫縣明石町銀行員は物價騰貴に對して何等の増給なきを不服に思ひ、各員寄り寄り協議して増給運動に着手せんとした。銀行側では早速對應策を講じたが、場合によつては行員等は同盟罷業も爲しかねまじき氣勢を示した。

東京市内産婆の値上運動

九月上旬京東市内及び郡部の産婆連は聯合會を開き姪姪鑑定料三圓以上、宅診一圓以上五圓、往診三圓以上拾圓、平產二十圓以上百圓、異常出產は割増料を受

け車代は其都度申受けと云ふ規定を作り東京府の許可を得やうとしたと云ふ。之に就いて東京府内務部長は曰く『産婆の如き職業は貧民にも接して貧民の産兒をも扱はねばならぬものである。其が一時に二十圓以上も手數料を取ると云ふ事は軽視する譯には行かぬ』と。

東京南葛飾郡産婆の同盟値

上反対

先般東京市郡一般の産婆が聯合して鑑定料三圓以上分娩取扱二十圓以上に値上を決議したのに對し同府下東葛飾郡の同業者約百名は九月末結束して値上反対を主張し府廳に陳情する所あつた。

東京市内及び郡部收稅吏の

増給嘆願

九月十三日東京市内及び郡部十二箇所の稅務署員は課員以上會合の上、今日の待遇にては到底職務に從事し得ぬ故之が改善を當局に嘆願する申合せをなし、二十日代表員を以て稅務督局長を訪はしめ、署員の窮状

を陳情して五割の増給及住宅料の支給を嘆願せしむる事となつた。恰も此當時東京永代橋稅務署員及其他各地方の稅務署員の收賄事件暴露されて居た際故此種の要求は深く世人の注意を引いた。然るに、監督局長は陳情書を出すは不穩當ではないかと諭し、充分諸君の意思を尊重するからとて引取らした、『罷業か總辭職か』と迄新聞に嘶された此事件も、大した波瀾もなく一と先づ片付いた。

文部判任官の増給運動

九月中日文部省内某課の初在官等の主唱で各省の判任を糾合して判任官増俸運動の實現を見んとしてゐる旨九月二十日報知新聞に紹介された。判任官の收入平均一ヶ月約六十二圓なのを百圓に増俸を要求する所存だと云ふ、若し其結果が不可能とあれば三割の増給はどうしても貫徹させねばならぬと云ふのである。夫に就いて大藏省會計課長西野氏は語つた。

判任官の平均年俸五百八十圓手當年額二百九十圓合計八百七十圓になつてゐる、増俸は只今調査中だがなるべく懇談的に運動などと云ふ事な、談笑裡に解決したいものだ云々

基督教青年牧師の増給要求

るべき者を馘首したので、一同は大いに憤慨し其前後策を講じたと云ふ。

九月中旬エピスコバル教會では東京府下瀧の川聖學院で牧師の會合を開いたが、席上青年牧師は待遇改善の動機を提出し、四五割の増給を要求した。此要求は此派のみならず他の社會の青年牧師にもあつて何れも目的の貫徹に努力して居る。

現在各神學校卒業生は初任大凡二十五圓内外、家庭ある者に十五圓乃至二十圓の補助子供一人に三圓乃至七圓の補助を支給し、戰時中は一割の増給があつたと云ふ。

曾我迺家五郎の増給要求

九月中旬、喜劇俳優曾我迺家五郎は一座の代表として太夫元なる豊島某に給金五割増を要求して全部承認された。

金澤監獄監守の増給運動

九月十八日金澤監獄の監守一同は連署の上大野與獄に對して増給の請願書を提出した。其理由は物價騰貴の爲めに生活困難につき巡査と同額位の増給を願ひたいと云ふのである。之に對して典獄は其主謀者とも見

東京市立中學教員補助期成同盟會大會

九月二十一日午後二時より東京神田一橋教育會館にて向上會主催の私立中學校補助期成同盟會の大會を開かれた。中學校及女學校其他實業學校の教員約二百五十名集合し、開會後直ちに議事に入り教員待遇法に關し研究をなしたる後滿場一致で次の決議を爲し之を府當局に提出する事として午後五時散會した。

吾人東京府立中學校教育は現下危機に際し教員の本主義を完全にせん爲め府當局の補助を熱望し、之が目的を貫徹せん事を期す。

運動の要旨は中等教員平均月給六十圓に對し府より五割増給補助と學校より十圓の増額とを要求するものであるが、府の補助金は約二十六萬圓に上る見込だと云ふ。府當局も多大の同情を拂つてゐるので近く實現を見ると云ふ。

高知市土陽新聞社員の盟休

九月二十二日高知市本町土陽新聞編輯員全部は同盟

缺勤して出社せなかつたので、新聞社では同夜全部解傭の通知を發し元同社主筆であつた宇太友猪氏等を狩り集めて發行を續けた、罷業の原因は先般來增給五割を要求してゐた處二十日至つて一、二割の増俸を行ひたるも一同は承知せずして罷業を敢行したのである、其後安部知事、元代議士笠森徳治等の調停により全部無條件で複社する事となり二十四日より出社した

豊橋市私立豊橋商業學校教職員の盟休

九月二十二日午前より豊橋市、私立豊橋商業學校教職員の大多數は同盟缺勤した。同校生徒四百五十名、校長以下十九名の職員を有してゐる。原因是俸給の問題及校主對教員の意見の衝突である。二十三日午後二時から生徒父兄懇談會を開き大谷校長より事件の内容の報告及今後授業進行上に關し協議したが、教長の補充が充全になる迄は假令一二時間宛でも授業を續行するを可とする者と、此際休校して根本的の解決を告げた上開校すべしとの二說出で、結局授業續行に決し現在の教員にて出來る丈け授業する事となつた。

京都通譯の日給値上要求

九月二十五日京都市内、京都、都兩ホテル其他の外人通譯は物價騰貴を理由として、十三名速名で府保安課へ案内通譯料其他値上げを申請中であつたが終に認められた。

通譯料一日四圓を五圓に改め、被通譯人二人迄は同額で三人以上になつて初めて一人に就き五十錢宛増額せしめたのを改めて被案内人一名(十二歳未滿僕婢を除いて)を増す毎に一圓の通譯料を要すとして。宿泊料自辨を客の負擔と改め、汽車汽船馬賃は凡て實費を請求し得る事となり、富士登山は一回の増金五圓、北海道行は一日増金一圓に改められた。

愛知縣豊川稻荷の雲水の待遇改善要求

九月二十九日愛知縣豊川町の名刹豊川閣豊川稻荷の雲水約二十名は待遇改善を要求し住職不在にて代理役僧に拒絕されたる爲め同盟して退山したので同寺では今更ら大騒ぎを演じた、役僧の云ふ處に依れば、

『雲水僧が道交會なるものを組織して寺内は内弟子以下一同食事其他一切平等なる事役員會に雲水僧中より一名出席させ發言其他一切の權利を與ふる事などを要求したので、役員會を開いて幾か其要求を容れたか此始末になつた云々』

又雲水僧側では、要求を入れないから退山したので、今後役僧等の出様によつては豊川閣の内部の秘密を世間に暴露する考へであると云つてゐる。又一同は門前の旗亭で女を對手に大騒ぎをやつて賛嘆を晴らしたと傳へられた、二三の僧侶が仲裁に入つて、全部承認して解決した。

青森縣の神職の總辭職申合

せ

九月末日青森縣神職會員百六十名は物價騰貴を理由として俸給十割増を要求して縣當局より相當の方法を講ずべきとの言質を得た、然るに十月二十三日に至るも何等策を得てゐないのを見て憤慨し隨所に會合し總辭職の申合せをしたと云はれた。縣當局は管下五百の神社の神職が斯る態度に出づるは國民思想の統一上由々敷大事なりとして大いに慰撫に努めた。神職の俸給は月十圓以下のものが多いと云ふ。

京都の看護婦の料金値上運動

九月末より京都市内六百餘名の私宅看護婦は現在の所得額一日平均一圓二十錢なるが之が値上を實行すべく近く運動を開くと云ふ。京都友愛會聯合會が之を應援する由を傳ふる者もある。

會計検査院判任官の増給運動

動

十月一日以來會計検査院判任官一同は、増給要求を院長に嘆願せんとて各課總代を選舉して、連判狀を作り提出要件を決議した。然るに武藤書記官は之を聞いて各課の首席者を呼んで書面提出は穩當ならぬ故見合しては如何と訓諭したが、一同は生活の窮迫の際故最も何等策を得てゐないのを見て憤慨し隨所に會合し總辭職の申合せをしたと云はれた。縣當局は管下五百の提出し、若し要求を容れられぬ時は連袂退官せんとの早忍ぶ事が出來ぬとて三日署名の調印の上院長に之を意向を洩した。院長及各検査官は極力懷柔策を講じたが、從來同院では上に厚く下に薄くピラミッドを轉倒した様な待遇が行はれて居たので、高等官は毎年昇給するが判任官は三四年も原級に止め置かれ、殊に今回臨時手當は高等官も判任官も同様に五割と云ふのであるから八、九級俸の少壯判任官連は頗る不滿の念に

驅られて居ると云ふ。

愛知縣一部小學教員の運動

十月上旬より愛知縣中島、丹羽、東春日井、西春日井に於四郡に於ける愛知師範學校卒業小學校教師六十七名は今回傳心會と種する一團を組織し小學校教員救濟の目的にて文部省及愛知縣がそれ／＼救濟の目的に就て令及縣令を發しながら爾來一有餘年半を経過するも吾等を實際的生活難の窮状より救助せざるは全く吾等の救濟を阻止する大正七年四月二十七日發布の愛知縣令第三十八號附則あるがためなり速かに之を徹廢せられたしとの請願書を宮尾知事に致した彼等の言ふ所に依れば昨今五割内外の臨時手當位にては喰ふことすら至難なり最愛の妻子を餓死せんばかりの窮状に陥れりとて言々句々血涙を以て充たしたる長文の請願書を認め且つ各新聞社に對しても愛知縣當局は縣令附則の徹廢に對し如何なる考慮を繞らし居るや質問されたしとの懇請をなした。

神戸大藏省所管官吏廳の増給運動說

十月初めの大藏省判任官の増俸運動は神戸にも飛火署等の役人の態度に何等か不穏の様子がある様に見受けられた。其後神戸稅關員百餘名は二十日過ぎに至つて月俸の十五割増給する旨に申合せて所長に内意を通じたのである。

東京市在住陸軍將校の馬丁

連の増給要求の徵

十月初旬東京市内在住陸軍將校の馬丁約七百名の内或一部が増給の要求を爲さんとするの徵ありと風説された。陸軍將校の乗馬は便宜上使用者に繫畜の義務を負擔させてある其代償として飼馬料三十圓前後、繫畜料約十二圓前後(馬丁の給料厩舎雜費裝蹄費等全部)で本年四月五割増となり十八圓(一頭持)乃至二十圓餘二(頭持)となつた、其上軍人の家庭など故大して多く馬丁に與へるとも考えられたい、夫故、彼等の收入は甚だ僅少なものである、家賃を要せない者が可成りあり食料を要せないものがあるが、多くは妻子の内職や自ら出陣などをして補つて居る。

福岡在住の文武官の恩給増 給要求

十月初旬より福岡縣在住の文官武官連絡して恩給遺族扶助料増額運動に着手したが、十日、文官側は博多に集合協議し、武官側は既に在郷軍人が會合事務所にて諸請願書の受付を開始し陸海軍人約三十餘名よりの請願書を保管して居る。

東京雑誌製本業者の値上要 求

十月初旬、東京の雑誌製本業者の組織する雑誌製本同志會は製本の標準額を制定して戦前の二本半に値上した製本職工（雑誌）の一人一日平均收入は一圓未満で諸處に怠業者が續出するので値上したいと雑誌業者及印刷業者へ通知した、萬一承認せないならば雑誌の製本を謝絶して一般の製本をやると云つて居たが結局承認されたので無事解決した。

東京に下級官吏増俸期成同 盟會起る

十月初め東京在住判任官有志の爲め下に官吏生活救濟同盟會を組織し、十月十二日午後日比谷公園に示威を試むると云ふ通知を各方面に無名で發した者があつたその要求は次の如くである。

判任官俸給令改正に關する決議案として最高一級百五十四より最低十級五十圓を支給する事、

雇員月給は最高七十圓最低四十五圓とし昇給率は一箇年五圓を下らざる事右二項を實行する迄十割の手當並に社宅料を支給せられたき旨を附加せり。

首唱者は遞信省内に至り大藏省内に在りとか云はれてゐる。日比谷が失敗に終らば青年會館に行ふと云つてゐた。間もなく發起人等の氏名も堂々として署名して、『下級官吏増俸期成同盟會』なる名を掲げた之に對して各直屬局長等は『充分盡力するから』と切りになだめ連判陳情書類の取下げを慇懃し不應の時は服務規定に照らして懲首するなど、脅したりして結束切崩しを初め、大藏省は取下げたと噂さるゝに至つた。然るに十二日は案の如く、日比谷には何等の出來事もなく警

官連は例に依つて待ち呆けであつた又大藏省の方の連中が請願書を取下げたのではなく神野次官から突き返されたのであると云ふ。

大阪市科野輸出商店員の増給要求

十月初めより大阪市南區鹽町三丁目直輸出商株式會社科野商店にては社員間に増給要求の議があつたが、八日八割増給の陳情書を提出したので同店では幾分増給なすと共に二名の首謀者を馘首したが、何等の事なく無事落着の模様であつた。

姫路市吏員の増給要求

十月上旬姫路市役所吏員二十餘名は市長に對して左の如き要求嘆願書を提出し、市助役に一切の事情を陳述した現在の本俸に三割の増給を行ひ尙ほ七割の手當を附加する事。

- 一、現在の本俸に三割の増給を行ひ尙七割の手當を附加する事、
- 一、宿直料を五十錢に増額する事、
- 一、土曜日の執務時間を正午限りとする事。

之に對して市長は市參事會と交渉の結果、定例市會

に追加豫算を提出する事とし十一月二十二日左の如き増俸率を市會に懸けた。

△月俸二十九圓未滿の者は現在臨時手當の上に更に十圓を加給する事△月俸三十圓以上四十六圓迄の者にして現在臨時手當二十五圓未滿の者は二十五圓に達する迄の金額を加給すること。

巖手縣吏員臨時手當増給

岩手縣では縣支出の官吏、吏員一同に對して本年度始めに二割の増給をなし、更に續いて二割五分の増給をした。然るに物價騰貴は益々甚だしくなり、國費支辨の官吏は十月から七割の臨時手當を受ける事となつたので、縣でも縣支辨の吏員に對しても官吏同様七割の手當を十一月から支給する事となつた。

大阪府三島郡主催小學教員互助會

十日より大阪府三島郡主催小學校で教員の救濟互助機關互助會を設立した。疾病、退職死亡等に就いて救濟する事を目的としてゐる。

官吏俸增案決定

一時延期の模様の在つた官吏増俸案も、十月に入つ

て大蔵省を初め各省各地の判任官以下の増俸運動に刺戟されて愈々本年の議會に上り明年度より實行の運びとなるらしい。其案の内容は（一）判任以下は現在の臨時手五割を本俸に改め更らに五割の臨時手當を給すること（二）高等官は現在の臨時手當五割以下を本俸に更め更に三四割の臨時手當を給すること（三）恩給金を現在の約五割増にするなど。

大蔵省の判任官同盟して増給要求

十月三日大蔵省理財、銀行、主稅、主計（此局では三級以上に反対者があるとか）の四局の判任官は殆ど全部結束連判して、二十名の實行委員を選んで同日午後二時大臣、次官、局長に面會して夫々嘆願書を提出した。其要求の内容は從來五割の手當を十一月一日より十割に改むる事七月給與されたる賞與金の殘額を此際一度に分配されたき事住宅料支給の事他一項で、之に對し各長官連は同情はしたが豫算の範圍影響する範圍が大であるとの理由で拒絕した。尙之に就いて高橋

藏相は次の如く語つてゐる、

事實ではあるが單に同志の生計振を審に説明して實際收入の増加を得るにあらざれば生活至難の由を述べたので充分同情し聽取した。併し判任官及雇員の俸給は臨時事件費を餘源として既に五割の俸額を断行してゐる外、年末賞與及從來其慣例なき中元賞與までも給與してゐる次第で、政府では此際直に要求に副ふの處置は出來得るや否やは明言出來ない殊に中央官衙に於いて増加の態度に出るに於ては必定地方にも波及し、財政上重大な波瀾を起すことになる。又各官廳でも其人員に依りて給與に厚薄あるのも事實である。只斯くの如き始末を演するに至つた事は官吏の給與を時々時勢に應じて増加する事なく長年間一定率にて放任して置いたが爲めである云々。

青森縣師範生の賄改善要求と同盟休校

十月二日青森縣立師範學校寄宿學生は縣より支給される賄の改善を數々要求して拒絶されたので二百三十二名は同盟休校して大半歸郷したので大騒ぎとなつた其後補助額八圓七十鎧を十二圓に値上の言明を得て七日午後四時復校する事となつて決解した。

東京控訴院裁判所雇書記の増給要求

十月三日東京控訴院雇書記十名檢事局書記四名は同

院の上席書記に向つて増給要求の歎願書を提出すると共に怠業の如き形式を現じた。之に對し當局は五日至つて終に二名を馘首したので事件は紛糾しかけた。

同日東京地方裁判所の下級書記十五名も亦同様嘆願書を提出した。彼等の俸給は月俸二十圓乃至日給三十二錢位だつたといふ。

東京専賣局員増給要求

十月三日午後三時頃東京専賣局の判任官以下一同は十七名の委員を選び煙草課、鹽腦課、技術課等八課百八十名の連名を以つて野中局長に次の陳情を爲し、杉總務課長代りて受理した。

刻下俸給生活者の窮迫は其極に達し茲に歎願の已むを得ざるに立至り候事情御諒察の上左記各項直ちに御断行爲し下され度、謹んで歎願奉候恐惶謹言、

一、本年十月一日より現在の手當を十割以上とする事、(二)最低給與額に俸給手當を合し五十圓を標準とせられ度き事、(三)年末賞與は最低俸給の五割を下らざる事、(四)大都市勤務者は應分の在勤手當を給せられ度き事、(五)雇員の昇給額を増加し尙一般に昇給定年率を短縮せられたき事、

右に就き委員の人々は語る。

現在雇員の最低は手當を加へ十五圓餘で、判任官の最高百四十七圓餘平均卅圓廿七錢、此二三日來無意識に仕事に手が附かず自然的に

怠業の形になつてゐる、尙東京の三支局芝藏前、淀橋も呼應する筈で判任官以下男女工併せて一萬一千名ある、同時に全國の廿四支局二試験場にも同様な境遇の者二萬一千に上り孰れも歩調を一にする事と思ふ云々。

之に對して野中局長は、今直ぐではならないがいづれ増給する事となつたで圓満に解決するだらうと云つた

大阪市會に於ける吏員増給の建議

十月四日大阪市會議員井上、本田、樋口の三氏は左の如き建議案を大阪市會に提出した。

本市有給吏員の給料規定は明治三十一年の制定に係り爾來一部の改正をなしたりと雖も現今の實状に順應せざるものありと認む依て理事者は右規定中左の通り改正せしむることを本會に提案せられることを建議す。

(市長)年給一萬圓以上二萬五千圓以下(市參與)三千五百圓以上一萬五千圓以上(助役)年給三千五百圓以上一萬五千圓以下(部長)年給二千五百圓以上一萬圓以下

福島縣吏員の増給求願

十月四日福島縣吏員百二十名は連名狀を作成して五割の増給嘆願書を知事に提出し、萬一該要求が却けらるゝ様の事あらば休業の態度にも出で兼ねまじき形勢

を示した。目下知事は不在の故を以て内務部長は嘆願書を受理し吏員の生活状況に關する陳情を聽取つた。

鐵道院の増給

十月四日附で鐵道院では月給四十圓以上の判任官、鐵道醫、鐵道手及雇員に對し判任五級迄は五圓、各一級上りの臨時昇給を行つた、四十圓以下の者に對しては近く發表するとの事である。昇給の内容は左の通りである。

- 一、月給四十圓の者でも本年八月一日に四十圓となつた者は増給されず但し八月一日増給の際鐵道院雇員で月額四十圓に制限され五圓未滿を増給されたる者は五圓に對する不足額を増給隨つて八月一日増給の判任七給俸中成績良好で前者と均衡を失する者は三圓以下増給した者に限り六給俸とする。
- 一、是れ以外の月額四十圓以上五十圓未滿の者は他との均衡を失する者成績良好ならざる者を際き阪給。
- 一、判任五給以上の者は他との均衡を失する者成績良好ならざる者を除き俸給令の範圍内に於て増給。
- 一、五十圓以上の鐵道鐵道手及技術者は大體判任官に準じ増給現在一級俸の者は月給九十五圓より百二十圓の者の範圍内に於て特別法として増給

宇都宮專賣支局の局員の要 求

俸給生活者問題

十月四日午後宇都宮專賣支局員三十六名は増給要求に關し協議を重ねてゐたが六日に至つても具體化しなかつたが職工六百餘名も加盟するらしくなつたので更に勢を得て、十割増俸の程度の要求をすると云ふ。

大阪府三島郡小學教員の組 合同志會

十月五日大阪府三島郡小壯教員四十餘名は同志會なるものを組織して發會式を擧げ、谷本富博士の講演などがあつた。

岡崎市帝國敷布會社事務員 の要求

十月五日岡崎市能見帝國敷布會社事務員の代表者は幹部を訪問して本年五月賞與として引渡しを聲明した株券四百五十株を未だ引渡さないで強硬に談判したが應せないので怠業を始めた。

大阪電燈會社員の増給要求

十月六日大阪電燈會社社員一同は十割の増給要求を

會社側に提出した。其由來を聞くに九月末から十月にかけて大阪電燈では島徳藏氏一派と田所社員との間に不和を生じ結局田所社長は辭表を提出したのであるが此間隙に於て社員等は結束して増給運動を開始し、怠業の方法を以て要求貫徹に努め、一同は各主任に其要求事情を述べたそれ故各主任等は主任會議に於て意見を纏め事情を具して寺田取締役に要求事項を提出した此時課長會議あつて三割乃至五割の増俸を協議中であつたが、社員等は課長會議に顧慮する所なく極力初志貫徹運動に努めたので主任會議は七割増給を重役に要求する事とした。然るに寺田取締役は『島取締役上京中なる故歸阪迄解決を待つて呉れ』との意向を洩したが社員等は『島氏に諮る要なし即時解決を求むとて頗る緊張した態度を示した。同社の一社員は十月七日大阪朝日紙に左の如き意見を話して居る。

『私達が會社に向つて増俸の要求を提出しようと思つてゐたのは餘程以前からでした、夫れが偶々今回の動機が機會になり全社員の聲が一致して増俸運動となつたのです、私達は市内十大會社の社員の収入に就いて八月末現在で調査したところ平均収入百十圓となり最低の大坂瓦斯も五十六圓五十錢で晝飯を無料で支給してゐる、私達大電社員はドウかと云へば平均四十五圓四十錢で他の十大會社の半額にも及ばないです、夫れに他社のは八月以後多少の増給を行つて

ゐるに大電は何等の沙汰もない私達の十割要求が貫徹しても他社と決して優遇される譯でない、此事に就いては會社も世間も誤解のないやうと思つて詳細な表を作製してゐます、主任會議に於て私達の要求を七割に減じたさうですが私達は十割の要求の貫徹するまではコノ運動を止めない決心です。

七日各係より一名乃至三名づゝ全員五十名の代表委員會を開いて七割増俸退職手當率復舊の二條項を各重役に要求する事を正式に決議し技術員を除く社員準員社四百名は署名の上日高幹事に提出した同氏は之を拒みたるも終に諾し八日午後五時に回答する事となる、若し容れられない時は公衆に迷惑を及ぼさない程度で怠業を行ふと云つて居た。八日の重役會議の結果『三割増給』を決議し主任會議も之を承諾したが下級一般社員は强硬説を唱え終に主任達は手を引くに至つた、然るに九日午後十時幹部と會見の結果妥協纏まり無條件にて會社の申出を承諾して十日より平常通り就業した

高崎稅務員署の増給要求

十月六日高崎稅務署員の増給要求請願の決議を持つて同署員は東京監督局に出頭した。

和歌山縣新宮町の官公吏員 の要求

十月七八日より和歌山縣新宮町では上白米六十二錢の聲を聞くに至つた、同町の官公吏員二百名は連判して（一）公設市場は目下中止の狀態であるのを改善して町營として徹底的に效果を發揮せられたい、（二）町營で住宅經營を望む旨を町當局に迫り始めた。

廣島煙草專賣支局労務者の 要求

十月七日廣島專賣支局の判任官、雇員囑託等八十五名は協議の末、手當十割以上増額、最低收五十圓、旅費増額、住宅給與其他、東京專賣本局との大體同一の要求を決議して中野專賣局長に送つた。岡本支局長は八日驚いて上京した、尙六百名の職工も動搖するの徵があつたらしい、

十月八日廣島縣藝備鐵道株式會社二次驛の驛長及貨物主任は午後二時廣島市なる本社に出頭して増俸要求を申出たが、十日至つても何等の返答が無かつたので、各驛長は十日廣島驛に集合して臨時手當三割を本給に直し更に五割の要求を定めて會社に提理し、拒絶されたる場合は十一日より全線に亘つてストライキを爲すらしい形勢を示したので會社は頻りに善後策に腐心し、十一月會社では三割乃至四割の手當増額を重役會議で決定し落着した。

名古屋活動寫眞太陽館辯士 の盟休

十月八日、名古屋市大須觀音前活動寫眞常設館太陽館の活動辯士五名は館主に快からずとの理由で連袂辭職した、名古屋では活辯の組合があるが警察部は認可の時賃銀値上要求をしないと云ふ條件があつたとかで賃銀値上を理由としてゐないが、結局賃銀問題であると云ふ。

廣島縣藝備鐵道事務員の增 給要求

十月八日、函館専賣支局の判任官以下の二十餘名は同盟して増俸要求陳情書を提出した。臨時手當五割を十五割にせよと云ふのである。

大阪大林區署員の要求

十月八日、大阪大林區署の判任官雇員等約百名は各課毎に集合して最後の協議を擧げ、九日、本給十五割増給を要求するに内定し十日署長の手許へ提示する事となつた、然るに九日早くも之を察した平熊署長は係員等を集め注意をしたので各委員は此際署長に一任するの説に傾いた。

大阪煙草専賣局支局員の要求

十月九日、朝より大阪専賣支局では増俸要求に就いて協議し始めたが午後二時に至つて庶務、鑑定、事業製造の各課同一歩調を取る必要上判任雇員一室に集合して各地専賣局と行動を共にするとの説を一致した。殊に大阪は生活一層困難であるから其點をも考えて充分華々しい要求書を作成すると云はれてゐたが、

陸軍休職停職者の増俸

十月九日の官報にて現役准士官以上には第一表により俸給を給す但し待命中には俸給十分八、休職給の者及び外國留學を許可せられたる者には俸給十分六、停職中の者には俸給十分三を給する旨發表せられた。之に就いて陸軍富局の説明を聞くと

『從來陸軍准士官以上休職俸の約四割乃至二割四分又停職俸は在職俸の二割乃至一割二分に過ぎずして諸物價昂騰底止する所なき現下の状況に於て其生活困難なる者渺からざる實況なるを以て九日陸軍給與令中改正に依り休職者には本俸の六割停職者には本俸の三割を支給することに改められたり尙休職者には三割乃至五割の臨時手當を支給しあり元來休職者の大部は傷痍者に因り執務し得ざる者にして寧ろ同情すべき實情ある者なるに生計困難の爲傷病の療養を行ひ得ざるが如きは洵に忽びざる處にして又停職は懲戒すべき行爲に基くべきものなりと雖も生計困難の境遇に置くが如きは懲戒本來の趣旨にあらざるのみあらず却つて生計困難の爲め更に非行を重ね軍人の體面を汚すに至るが如きことを保せず之等救濟の爲俸給額を増加せられたるものにして之に依り生計の改善を見るに至るべしと信ず』

十日同局内に委員會を開いて直接長官に上申すべき原案を協議したが仲々纏ちず結局口頭で大阪支局長に傳達方を一任する説に傾き十一日更に全員に計る事となつた。

會計は維持會員正會員等の醸金に依り維持される、實行方法は次の如し。

印刷文の頒布、新聞、決議の發表、建議案の提出、講演會、個人訪問、諸願案の提出、社會團體としての忠告、戒告、和解、仲裁勧告、絶交の宣告

十月三十日、大阪朝日新聞紙上に三分の一頁大の廣告を以つて綱領趣意書を掲げて會員の入會勧告を爲し、十一月五日午後神戸青年會館に主義宣傳の演説會を行つた聽衆約七百名で盛會であつた。十二月中旬に入りて又もや大阪毎日新聞に大廣告を出して分配匡正に對する法律案の如きものを掲げた、十二日大阪中央公會堂に宣傳演説會を開き聽衆約三百、宣傳者壇上に富の神聖を説き資本主義の是認を説いて、社會改造主義の舊套をほのめかし、所謂公正主義を披瀝し、無產者への奢侈を戒めたりした。十四日京都、十五日神戸に夫々宣傳演説會を開いて可成りの反響を得たらしい、事務所は神戸市榮町一丁目である。其分配匡正規約案なるもの次の如くである。

第一編 総 則

第一條 總テ頭脳筋肉其他一切勞力ヲ供給シ俸給ヲ受クル者ヲ勞力者ト稱ス
營利事業ニ從事スル勞力者ヲ企業勞力者ト謂フ

營利事業ニ非サル公職ニ從事スル勞力者ヲ公業勞力者ト謂フ

第二條 勞力者ハ各其技能ニ應シ俸給ヲ受ケルモノトス
勞力者ノ俸給制ハ各自ノ最底生活必要費ヲ下ルコトヲ得ス

各自ノ最底生活必要費額ハ當事者双方ノ協定ニ依ル
最底生活費額ニツキ當事者双方ノ見解一致セサルトキハ第十五條ノ規定ニヨリ之カ查定ヲナス

第三條 企業勞力者へ企業利益ノ分配ニ與リ公業勞力者ハ報勞金ヲ受クヘキモノトス

第二編 企業勞力者

第一章 總 則

第四條 本規約ニ於テ工業會社トハ組織的工場ヲ有スル企業會社ヲ

謂ヒ商事會社トハ組織的工場ヲ有セサル企業會社ヲ謂フ
會社ニ非サル企業者ニツキテモ亦之ニ準ス

第五條 企業利益ハ勞力ト資本トノ間ニ其能力ニ應シテ公平相當ニ分配セラルヘキモノトス

新六條 勞力者資本者ハ常ニ協調ヲ保チ企業ノ利益ヲ増進セシムヘシ

第七條 企業勞力者ハ利益ノ分配ニ與リ各自ノ收入ヲ增加スルト同
時ニ精勵業ニ親ミ節制スルコトナク理活ノ向上心身ノ修養ニ勤メ
大ニ其能率ヲ増加セシムヘシ

第二章 株式會社

第一節 利益分配

第八條 會社ハ事業年度ノ利益中ヨリ法定積立金、財産償却金、其
他企業維持ニ必要ナル準備金ヲ控除シタル殘額ヲ左ノ通り分配ス
ルモノトス

一、投下資金ニ對シ年六朱ニ至ル迄ノ配當ヲナス
一、前項ノ配當ヲナシタ殘額ノ三分ノ一以上ヲ勵資積立金トシテ
控限ス

一、前項ノ積立ヲ爲シタル殘額ノ六割ヲ株主ニ配當シ四割ヲ勞力

者ニ配當ス勞力者ニ對スル配當ヲ勞力配當ト謂フ

一、第一項並ニ第二項ノ資本配當ノ合計カ投下資本ニ對シ五割ヲ
超過スルトキハ其超過額ノ二分ノ一以上ヲ勞資積立金ニ繰入ル

ヘシ

第九條 會社カ缺損ヲナシタルトキ又ハ前條第一項ノ配當ヲナシ能

ハサルトキハ其缺損ヲ填補シ又ハ前條第一項ノ配當ヲ填補スル迄

勞資積立金及ヒ労力配當ハ之ヲナサ、ルモノトス

第十條 會社ノ積立金及ヒ準備金ヲ以テ會社ノ缺損ヲ填補シ尙足ラ

サトキハ勞資積立金ヲ以テ填補スルモノトス

第十一條 第八條第三項所定ノ勞力者ニ對スル配當金ノ勞力者各自

ノ分配割合ハ勞力總會ニ於テ決定ス

第十二條 各會社ノ勞力者ハ第八條第三項所定ノ勞力配當ノ一部分

ヲ積立テルコトヲ要ス

勞力者ハ前項ノ積立金ヲ事業ニ投資スヘキモノトス

前項積立金運用ノ方法ハ勞力總會ニ於テ決定ス

第二節 勞力總會

第十三條 定款ノ變更、經營方針ノ變更、利益金分配、積立金ノ處

分、其他會社ノ存在ニ關スル重大事項ハ株主總會並ニ勞力總會ノ

決議ヲ經ルコトヲ要ス

第十四條 勞力總會ハ勞力者中ヨリ互選セラレタル代表委員並ニ取

締役及ヒ各係主任ヲ以テ組織ス、代表委員ノ員數選任方法並ニ其

任期ハ勞力者ニ於テ適宜決定ス

第十五條 株主總會ト勞力總會トノ決議一致セサルトキハ協調會ノ

決議ニ從フセノトス

協調會ハ兩總會雙方ヨリ選任セラレタル同數ノ代表委員ト三名以

上ノ公衆委員ヲ以テ組織ス

第十六條 勞力者ノ最低生活必要費ニ關シ當事者ノ間ニ見解一致セ

サルトキハ協調會ニ於テ決定ス

第十七條 工業會社ノ勞力總會ノ組織ニ關シテハ適宜其企業ニ適應

スル様勞力者ニ於テ協議變更スルコトヲ得

第三章 合名會社、合資會社及株式合資會社並ニ個人企業

第十八條 合名會社、合資會社及ヒ株式合資會社並ニ個人企業ニ在

リテハ總テ株式會社ノ規約並ニ其精神ニ準據ス

第三編 公業勞力者

第十九條 公業勞力者ノ報勞金ハ別途ニ之ヲ給與セズ俸給中ニ加算

セラル、モノトス

第二十條 公業勞力者ノ俸給ハ其地位能率ニ鑑ミ企業勞力者ノ受ク

ヘキ俸給額ト利益分配配當額トノ合計ヲ參酌シテ給與セラルヘキ

モノトス

第二十一條 公業勞力者ノ俸給ニツキ不服者アル者ハ所屬勞力者ノ

三割以上ノ贊成ヲ得テ所轄係長ニ其査定ヲ請願スルコトヲ得但シ

所屬勞力者カ千人以上ニナルトキハ三百名ノ贊成ヲ以テ足レリト

ス

第二十二條 所轄係長カ前條ノ規定ニヨリ提出セラレタル請願ヲ不

當ト認メタルトキハ各係長並ニ勞力代表員ヲ適宜召集シ意見ヲ徵

シテ之ヲ査定爲スコトヲ要ス

第二十三條 前條ノ査定ニ不服アルトキハ勞力者ハ所屬勞力者ノ六

割以上ノ贊成ヲ得テ所轄首長ニ其再査定ヲ請願スルコトヲ得

第二十四條 所轄首長カ前條ノ規定ニヨリ提出セラレタル請願ヲ不

當ト認メタルトキハ査定會ヲ召集スルコトヲ要ス、査定會ハ所轄

首長、係長二名、勞力代表委員三名公衆代表委員三名ヲ以テ組織

ス、査定會ノ協議事項ハ委員ノ過半數ヲ以テ決議ヲナス

係長ハ所轄首長之ヲ指名シ、勞力代表委員ハ勞力者ヨリ之ヲ選任

シ公衆代表委員ノ内一名ハ所轄首長ニ於テ内二名ハ之ヲ勞力代表

委員ニ於テ指名嘱託ス

第二十五條 所轄首長ハ査定會ノ決議ヲ遲滯ナク實行スルコトヲ要

ス
前項ノ實行ヲナスニ當リ不足スルトキハ遲滞ナク財源補填ノ途ヲ講スルコトヲ要ス

第二十六條 各團體ノ労力者ハ各自收入ノ一部分ヲ積立ツルコトヲ要ス

前項ノ積立金ノ運用方法ハ各自團體ノ性質ニ應シ預入又ハ投資スルモノトス

第二十七條 公業労力者ニ在リテモ第七條規定ノ精神ヲ遵奉スルコトヲ要ス

附 則

第一條 企業労力者並公業労力者ヲ有スル總テノ團體ハ所屬労力者各自ノ最低生活必要費ヲ調査シ現在ノ俸給力最低生活必要費ニ足ラサルモノアルトキハ其不足額ニ對シ緊急増俸ヲ實行スヘシ

第二條 労力者ハ其所屬團體毎ニ各自ノ代表的最低生活必要費額ヲ調査發表シ社會ノ参考ニ供スヘシ

第三條 第一條所定ノ不足額アルニ拘ラス之ヲ實行セサルモノアルトキハ企業並ニ公業労力者一致團結シ穩健ノ方法ヲ以テ其實現ヲ期スヘシ

第四條 本規約ハ覺醒セル企業團體ヨリ直チニ實行セラレンコトヲ期ス

第五條 公業團體ニ在リテモ直チニ本規約ヲ實行シ其レカ爲ニ法規ノ改正ヲ要スルモノニアリテハ直チニ其改正ニ着手セラレンコトヲ期待ス

第六條 若シ本規約ノ精神ヲ否認セラル、カ又ハ正當ノ理由ナクシテ其實行ヲ遲延スルモノアルトキハ労力者ハ一致團結其實現ヲ期セサル可カラス

松山市五十二銀行員の増給 要求

十一月十日、松山市五十二銀行員は四割の臨時手當を本給に直し更に四割の手當を支給せよと要求した。

鐵道院神戸管理局下級吏員

の増俸運動

十月十日頃より神戸鐵道管理局修理課書記及雇員百五十餘名は増俸運動を起さんと奔走した。十四日或所に會合するとの説が立ち所轄署は警戒したが其事なくて終つた。夫と同時に運動は各課に擴り、反つて熱を加へ、十八日來經理課を除く庶務、運輸、工務、雇員判任官鐵道手等八百名は別に運動を起し大様次の如き陳情を爲さんと協議した。

(一)俸給令を改正し昇級年限を撤廃し雇員以上の最低給料を五十圓最低日給を一圓廿錢(女子一圓)とする事(二)鐵道職員全部の俸給を現在支給額(臨時手當を除く)の二倍半以上とする事、俸給令改正迄は臨時手當を十五割とする事(三)恩給年限は滿十箇年に短縮し恩給令最低額は俸給額の三分の一(現在は四分の一)とし十箇年以上勤続者には毎年相當金額を累加し滿三十年に俸給金額と同額に達せしむる事(四)官舎居住者以外の職員には地方の状況に依り相當の住宅料を支給する事(五)大都市及び特に物價の高き地に居住するものには俸給の一割以上の在勤手當を支給する事(六)年二回給與の賞與金は一回の最低額は月給の三倍以上とする事(七)旅費規定を改正し凡て現在の倍額とする事、雇員以上の旅費は判任五級に準する事(八)管理制度在勤者には被服貸與又は相當の被服料を支給する事(九)職工の

家族には何等の制限を附せず通學無賃乗車證を寄附する事(十)鐵道手以下には別に恩給令を制定する事(十一)傭人より雇員に雇員より判任官に判任官より高等官に資格變更の際に於ける登用試験制度を撤廃する事(十二)死亡者は死亡賜金の外に其年額に應じ退職賜金と同額の金額を支給する事(十三)家族の無賃乗車證は人員に制限なく各一人に年二回交附する事

廿一日に至つて尙歎願書は提出されなかつたが各課長は委員を呼んで種々懇談し歎願書の提出の見合せを希望した。二十二日委員より一同に計り、且、局長よりも訓話を爲し結局歎願の提出は見合す事となつた。鷹取工場の方も之に倣つた。

東京市、市吏、區吏の増俸要求

十月十日頃、東京市では下級市吏員が先鋒となつて各區吏員と連絡を取り、當時六割の手當を本体に直し、更に二割の増額を迫らんとして切りに運動を初め出でるた。

大阪府巡查の動搖

十月十日頃より大阪府巡查の動搖甚だしく二十名の警官は『四千五百人の巡查の爲め犠牲となるを辭せない』など云ふ決議案を新聞社に送附したとも噂さ

れたが、警保局及大阪府より公式に事實無根の旨發表した。且、一方大阪府では之と關係なく十四日警部補以下巡查四千四百四十五人の内四千三百廿五人に對し約一圓宛の臨時昇給を行つた。

香川縣善通寺町役場吏員の

増給要求

十月十日頃香川縣善通寺町役場吏員は増俸を要求して拒絶されたので怠業を開始し、事態は面白くなつたと云ふ。

仙臺市役所吏員の増給要求

十月十日、仙臺市役所の下級吏員七十餘名が二割増俸、八割の臨時手當を請願したので、市幹部は大いに驚いて十一日協議の結果、該請願書は一應撤回せしむる事に決したが吏員側では撤去に不服を稱へ怠業や罷業等の非常手段も取りかねまい勢だつたので、十二日は日曜をも押して市幹部は凝議した。

京都市運輸課吏員の要求

十月十一日、京都市役所運輸課事務員及書記等は増給を要求したが拒絶されたので十二日より各方面に陳情をして大いに奔走してゐた。

神戸市水道課吏員の増俸要求

十月十一日、神戸市水道課吏員百三十五名は各主任代表となりて口頭で増給を當局に要求したが、十七八日市長助役等の歸神を待つ事となつた。

東京中野の偉夫と自働車との争鬭説

十月十二日來東京の市街自働車が新宿堀の内間の所謂中野線の營業を開始したので、中野停車場前の偉夫連中は大恐慌を來し、生活上、棄て置く譯には行かぬと云ふので、結束して中野警察署に出頭陳情した。一方十三日堀の内の會式に人出盛んなるを目して進行中の自働車に危害を加ふる計畫ありと云ひ振らしたので警察では嚴重に警戒してゐた様だ。

門司帝國麥酒會社員の増給要求

十月十三日、門司市外大里帝國麥酒株式會社員一同は生活費に關する明細書を作製して四名の家族を基準として最低月給八十圓以上増給方を申込んだ。

神奈川縣東京電氣株式會社 守衛のサボタージュ

十月十五日、神奈川縣川崎町東京電氣株式會社の守衛の四十餘名が一齊に朝からサボタージュを始めた。原因は數日來より會社に對して午前八時より午後八時、午後八時より午前八時に至る晝夜交替十二時間勤務を三回交替八時間にせよと要求したが一向要領を得なかつたからである。同所の守衛は警務係長須永某が川崎署長だつたので多く巡查上りがやつてゐたと云ふ。

朝鮮總督管下遞信員の要求

十月中旬頃より朝鮮總督府遞信局並に管下郵便局に於ける月給三十圓以下の者は住宅料として十圓を受け

てゐたが、他の官廳の同給者は十四圓だと云ふので、屢々要求してゐたが十一月一日より各官廳同様十四圓に増額する事となつた。

東京三井物産社員の増俸要求

十月十六日、東京三井物産會社機械部の一社員が一ヶ月の生計表を印刷して『社長に増俸を要求したいが諸君も充分批評して下さい』と部内に廻附した處、忽ち五十餘名の同感者を得て記名調印の上、十八日社長へ陳情する事となつた。

裁判所關係下級官吏の増俸

陳情

十月十七日、東京日日新聞の紹介したる所に依ると東京地方裁判所關係の下級官吏は最低年俸千八百圓最高額三千五百圓を要求する旨の長文の陳情書を控訴院長、檢事長、司法大臣に提出したとの事である。

私立女學校校長の公私平等要求の決議

十月十九日、東京神田一ツ橋學士會館に東京市内外

大阪市幼稚園保母の臨時手當

十月十八日、大阪市區長會議にて、十一月一日より支給と決定した保母に対する臨時手當は次の様な標準であつた。

現在の廿圓未滿七割、卅圓未滿六割、五十圓未滿五割、五十圓以上四割五分支給を改正して五十圓(を含む)以下には七割、同以上には五割(五十圓以下のもの二千二百五十七名、同以上のもの五百七十三名)

仙臺貯金局員の増俸要求

十月十一日、仙臺爲替貯金局吏員は結束して執務時間短縮及増俸要求を局長に請願した、局長は『其主謀者は最近東京の本局から來たものだと思ふ』と新聞記者に話し、且斷乎たる處置に出るかも知れないとも云つた。

の私立女學校長六十餘名が合して二十日より四日間東京女子高等師範にて行はれる文部省主催全國公私立高等女學校長會議に提出すべき諸案件其他を協議した。最後に神戸の精華女學校長中川氏の案に修正を加へて次の如き建議案を可決して五時散會、私立經營者の現状を知るに至極便利な文書である。

一、私立學校教員に對しても公立學校と同様に恩給の制を設け且つ其の勤務年數は公立學校の勤務年數に通算して恩給年限に加算せらるゝ事

二、私立學校教師も官公立學校教師と同様に叙位叙勳の榮典を享け生徒を引率して公共の式場等に參列する場合には官公立學校の叙位叙勳の待遇を受くること

朝鮮總督府營繕課員の怠業

十月二十日頃から朝鮮總督府營繕課員中には當時的一般増給に洩れた者が多かつたので局長、課長の偏頗な所置を憤慨してゐたが、二十二日來一向事務を執らず怠業を始めた。

神戸市吏員の増俸

十月二十日、神戸市では吏員全部に對して次の如き増俸を發表した。之にて市吏員平均給は五十圓二十錢

(元四十圓)となつた。

市吏員に對し四百圓以下三割増、七百圓以下二割五分増、一千圓以下二割増、一千圓以上二千圓迄一割乃至二割増とし適宜に、二千圓以上なし教員(中等教員を除く)五十圓以下は現在の五割五分の臨時加給を六割とす、五十圓以上は現在四割五分を五割とす

山梨縣韋崎署巡查の増俸要

求

十月二十一日、山梨縣北巨摩郡韋崎署巡查四十名は結束して協議の結果、現在俸給五割増を本俸に繰入れ其上更に五割の手當を支給する事、舍宿料、被服料及び旅費の増額を要求するに決し、同日口頭を以て署長に要求した。當局は事態容易ならずと見て廿二日縣警察部から警務課員を同地に出張せしめて説諭したので一と先づ執務はしてゐたが同月末日の定期召集には更に書面を以つて知事に要求すると云つてゐた。そして十餘ヶ所の派出所詰の者は殆ど無爲拱手の狀態を續けた。當局は主謀者を切りに物色した。石和署の三十餘の巡査も動搖し初めてゐたと云ふ。

判任官の増給

判任文官及び陸海軍準士官以下の者に對する俸給増加の件は度々問題となつたが、十月二十一日愈々閣議に於て之を決定し、月給五拾五圓以下の判任官及雇用員に對し十月から現在支給せる五割の臨時手當の外更に二割の臨時手當を追加支給する事に決した。而して今回の手當増加を月給五拾五圓に限つたのは、五拾五圓以上の者は一給毎に拾圓宛の差ある故、生活問題に脅威さるゝ點はそれ以下の者程甚しかるまいとの見解に基いたのであると云ふ。尙陸軍當局の發表する所は次の如くであるが他の文武官も大體同様のものである

- 一、判任文官同待遇者、囑託者及雇員、月給五拾五圓以下の者七割（但し本俸及臨時手當を合し月額九十圓を超える者にして本俸及臨時手當を合し九十圓に満ざる者には月額九十圓を給す）
- 一、准士官及營外居住下士以下七割乃至十割にして曩に決定せる憲兵と同一割合とす
- 一、營内居住下士以下 六割五分
- 一、陸童監獄看守及陸軍警守 七割乃至九割
- 一、傭人及職工 六割乃至十割にして曩に決定せる現業員と略同一割合とす

日本郵船會社高等船員の動搖

俸給生活者問題

十月二十一日、日本郵船の航海課長今武平氏が突然辭職した。其裏面の事情に就いて大阪朝日紙の報する處に依れば、同會社高等海員の動搖に歸因すると云ふ。高等海員は以前より勤務上其他に就いて重役乃至幹部に陥り爲めに辭職したと云ふ。航海課長は其間に處して苦境に陥り爲めに辭職したと云ふのである。一方高等と意思の疏通を缺いてゐた。航海課長は其間に處して高等海員等が會社に要求した案件は初め東京で作成され次いで神戸の青年同窓會（商船學校出身者中の若手）本部へ移して多數の賛成を得たものだそうで其内容は大體に於いて次の如くであつた。

- 第一は海上の勞苦は陸務員と同一に論ぜられながら會社も從來海陸員一同に二十五年を恩給として居るのを海上勤務者に對しては多少短縮されたき事
- 一、理由は色々あるが兎に角船長格のものに對する相當の増俸
- 一、從來會社全體の人事を執掌せる人事課より海員に關する人事を分離して之を航海機關の兩課に新設する事
- 一、遠洋航路一航海毎に荷役中乗組員を休養せしめ更に出航に際して前乗組員を乗船せしむる様式即ち英國のヴィリューファンネル會社の乗組員休養方法に倣ふ事
- 十月廿四日の如きも東京の某所に會合して實行方法を協議し。船長以下各運轉手機關長機關手は階級より夫々十名宛の委員を選出して、決議の上、郵船會社内の海主陸從主義の徹底的實現に極力盡瘁する筈だつた

と云ふ。其後近藤社長の歸朝と共に問題は急轉し、十
月末日に至つて船長以下の高級海員等は相踵いで下船
届を出すに至つたので、會社も驚き同時に神戸在住の
高等海員は代表者を出して十一月四日上京、社長と面
談して次の如き要求を提出した。

一、海員の待遇は下級に厚く上級に薄くせられたき事、二、社員の
勤続年限は從來海陸勤務者共同様二十五年なりしを海上勤務者に限
り繰上げ二十年に改正する事、三、其他全般に涉りて海員の待遇を
改善せられだし、四、新たに社内に海務部を設立し海員一名を重役
とする事

社長は直ちに重役會議を開いたが、全部を容れる事
は出來ないとの事であつたが委員等が極力强硬説を唱
へたので、第三條迄は要求を客れ、第四に就いては『來

年五月の總會に於いて海務部を新設し海員より一名の
重役を入社せしめ部長たらしむ』との言質を得て、委
員等は凱歌を奏して引き揚げ、各自の下船届を撤回し、
無事解決した。そして重役の件は株主總會に譲り、免
に角、海員出身の安田正氏を海務部長とした。

奈良縣男子師範學校生徒の 食料盟休

十月二十一日、午前一時より頃より二時頃までの間

鐵道院の増給

十月廿四日發表の鐵道院の増給内容は次の如し。

警視廳巡査の官舎設置運動

十月廿四日、國民新聞の報ずる處に依れば、當時警
視廳巡査は住宅難の結果官舎設置希望を上申せんと協
議中だつたと云ふ。二三府會議員も此主旨より住宅會
社を計畫して彼等の要求に應すべく府會に案を出さん
と協議してゐたと。

に奈良縣立男子師範學校給費生全部二百二十四名は
『營養不良の爲め外泊療養したし』との書付を殘して宿
舎を脱出して各郷里に出發した。過日來給費増額を要
求したが容れられなかつた爲めだと云ふ。給費は毎月
五圓で主食は麥六割外米二割餘、日本米一割程だと云
ふ。夫でも毎月十數圓を支拂ひ、且五ヶ年の義務年限
であるなぞは到底耐えられないと學生は云つてゐた。
之と同時に私費生は給費の要求が容れられるならば通
學を許されたいと申出でた。約一週間の後、無條件で
歸校し、一部分は處分を受けた。

判任官に對する夜勤料並に列車及び機關車の乗務員の旅費につき
從來の支給額の約三割を増額し、一般傭員に對しても新に赴任手當
及移轉料を支給し宿泊料をも増額し、又線路工夫其他の労働從事員
の夜間勤務に對する増務給與を增加した。

右諸種の給與に對する費額は一年を通じて約百三十萬圓に達する
尙五十五圓以下のものに對し臨時手當本俸二割を増給し更に五十五
圓以上の者に對しても同日臨時増給をなした。

遇の薄きに不平を洩らしてゐたが、其後缺勤者續出し
て、三部交替勤務は實行不可能となつて二部交替の昔
に還る狀態となつた旨を十一月十四日の國民新聞は報
じた。

名古屋教員購買組合

十月廿五日、名古屋市教育會にて名古屋教育購買組
合委員會を開き產業組合法に依りて知事に申請するに
決した。十一月中旬より事業開始の見込と云ふ。

東京の各大學生の文化同盟

十月廿五日、東京帝大の新人會、早大的民人同盟會
建設者同盟、一新會、法政の扶信會等の合同に依りて
青年文化同盟を組織し帝大基督教青年會に創立演説會
を開く事となつた。綱領は次の如くである。

一、本同盟は眞理に依て立つ、二、全人類の解放を期す、三、正當
に社會を改造す

本郷本富士署巡查の不平

十月廿五日頃より東京本郷本富士署勤務の巡查は待

十月二十七日夜、朝鮮總督府の技術官吏農工學士等
の連中五十名は待遇改善要求を決議した。

朝鮮總督府技術官吏の増俸 運動

遞信省爲替貯金局判任官の 増俸運動

十月廿七日、遞信省爲替貯金局原簿課勤務の判任官
等二十七名は約八百の判任官等を代表して臨時手當支
給及昇給の差別的待遇に憤慨して次の要求を課長に提
出し、二十八日局長の手元に出した。

(一) 内閣が一般判任官に對し從來の手當五割の上に更に此度二割増
を實行したに不拘從來七割の手當を受けてゐる我々卅二圓以下の者
に限り其恩典の及ばざるは不當(二) 本年度内支給の臨時手當剩餘を
此際せられたし(三) 定期昇給期には必ず公平に昇給されだし。

又一方同局内監督課規畫課所屬の判任官五十餘名も

生活難を口實として、増俸運動開始の申合せを廿七日になし、口頭にて局長に通じた。事に依つて貯金局全體三千五百人に波及するも知れぬ形勢であつた。

名古屋各小學校使丁の要求

十月末日、名古屋市内の小學校使丁中、校内に住はない通勤者が中心となり百名餘りが増俸運動を行はんと、各方面に勧誘する者が出たので市當局は五十錢乃至三圓を増俸する事となつたが中々彼等の満足を買ふ可くもなかつたらしい。

京城郵便局電信係員の増俸

要求

十月末日朝鮮京城郵便局電信係員廿九名は増俸を要求した。

サラリーマン組合の設立

十月下旬一二新聞に報せられた處に依ると、全國二百數十萬の月給生活者を糾合する目的にて最低月給百五十圓を主張して新に『サラリーマン組合』の創立が略

決定した。全國各地に多數の社員を有するシンガーミン会社員を筆頭として既に六千の會員を得る見込がつき、假事務所は東京府瀧ノ川西ヶ原にて、十一月早々東京に總集會を開く段取であつた。東京市内の入會者の多くは官吏であり下關では鐵道院官吏を中心として居る。顧問として北澤新次郎、高野博士兩氏快諾を與へ、十一月中より『レ、サラリヤ』と云ふ月刊機關紙を發行することとなつた。發起人の主なる人々は植田好太郎、黒川敏雄氏等である。同組合の趣旨綱領の大要は次の如し。

月給生活者の社會的地位の平等、經濟的民本化の要求、營利會社員の外郵便鐵道一切の官公吏を會員とする。

十二月九日第一回宣傳大講演會を牛込山吹町八千代俱樂部に開催した。何故か警察の干渉甚だしく來場者の身體検査を行ふたりしたとも傳へられた。會衆約三百私服巡查の數夥しいものがあつた。友愛會の久留弘三氏阿部慶大教授、黒川幹事、植田好太郎氏等交々悲痛なる辯を振ひ、S・M・U（河津博士等を顧問とする）の資本家臭味の大なるを攻撃する者もあつた。次いで木村早大教授『資本主義の運命既に極まれり』と叫び、九時過ぎ堺利彦氏『資本家に對する爭鬭あるのみ』と説く

に及んで、中止解散を命ぜられた、場内一時殺氣立つたが十時頃事なく散會した。

福岡縣戸畠町役場員の増俸

要求

名古屋在住郷將校恩給増額運動

十月下旬初め名古屋在住の在郷將校の恩給増額請願運動は八分通り請願書に調印を得た。斯くて代表者を以つて上京運動するとの事であつた。

東京麹町署及日比谷署巡査

の増給嘆願

十月末、東京麹町署巡査が増給運動を起し、多數の印刷物を準備して之を同僚に配布し、同一行動を取らん事を求め、其結果二三の者は馘首せられたと云ふ事であつた。同じく日比谷署でも巡査中の有志者警視廳に出頭して増給の嘆願をしたと云ふが、當局では二者共之を否認して居た。當時警視廳管下の巡査は二十圓内外の俸給であるから、之に臨時手當や其他の辨當料などを加へても三十圓内外を出です、其生活は頗る同情に値するものがあつたと云ふ。

大分縣日田町吏員の同盟休業

十月下旬、大分縣日田町吏員一同は屢々會合して何事か協議して居たが、廿六日退廳後態度一變し、廿七日朝から同盟休業の舉に出でた。其原因は臨時手當に關する不平に基いて居たと云ふ。

岐阜縣小學校教員の不平

十月頃岐阜縣では先に知事が各地方に對し、地方稅割限外賦課を行ひ教員増俸を行つてその生活安定を得なしみよと訓示したにも係らず、岐阜市大垣町のみが五割の手當を支給したに止り、他町村は其後何等手當を

頭を以つて町長迄増俸の要求を申出でた、内容は現在書記の平均給月額三十圓を、若松市の三十四圓以上にせられたしと云ふのである。

出さないので教員の不平は日々に昂じつゝあつた。

朝鮮京城本町警察署勤務鮮人巡査の盟休

十月三十一日朝鮮京城本町警察署勤務鮮人巡査全部は待遇上の問題で不平を懷き申合せの上、病氣缺勤届を差出し盟休を行つた。之に對し當局は十一月二日、三十六名に對し免官の手續を取つた。當局は斯る事件に對しては警務官憲の威信を保つ爲め假借なき處分を行つた。原因は政治上の問題に涉つてゐないとか。

東京慶應義塾大學職員の増給要求

十月下旬から十一月上旬に亘つて慶應義塾大學の職員一同は増俸要求運動を起した。同塾では曩に五割の増俸をしたのであつたが、大學部の職員は更に増給運動を起し、最初本科豫科の有志者二十八名が五人の代表者を擧げて三割乃至七割の増給を要求し、次で他の者も之に參加したのである、此問題に關係した人々は大・本科専屬教授を除いた約九十名だといふ。之に就

て同塾の有志は左の如く語つて居る。

今回の増給運動は最初二十八名といふ極く一部分の有志のやつたことであるが、今では全部の教師が賛成し、吾々の俸給は平均して月百三十圓に當り年末賞與もあるから他の官立學校に劣らぬが現在の生活に不十分である。既に官立學校邊りでも近く大々的増給が行はれる様子である。由來我塾は資本家を背後に擁して居り學生も金持の子弟が大半を占めて居るのであるから塾當局が眞に教育を思ふ念があたらぬ決して吾々に運動を起させないで済んだであらうにそんな氣配も見えないから吾々から要求したのである。三割乃至七割を要求したのは給料額に隨ひ上給者は三割、下給者には七割を標準としたので、外國でも倫敦邊りでは増給運動の爲に教員の同盟罷業が行はれて居るし、米國ハーバート大學でも日下教員が彼等生活改善の爲に二千萬圓の醸金を仰ぎつゝあると云ふ。吾々今回の運動は決して辱かしいものとは思つて居らぬ。

在郷軍人會の新要求第一矢

十一月一日の大坂朝日紙上廣島通信に依ると、廣島在郷軍人會合聯會第二分會は過日役員會合の上、次の如き決議を行會長並に副會長の名を以て各在郷軍人分會の意見を求め第四十二議會に請願すると云ふ。

軍事應召中、家族に對する生活補助恩給年金の割増、汽車並に市内電車の賃銀半減、選舉權獲得、特別會員を勧誘する事、其他

東京狂言作者團の増給運動

十一月一日、東京在住狂言作者七十餘名の團體たる

睦曾は副會長川竹繁俊氏の名に依りて給料五割方値上を帝劇を除く、歌舞伎、新富、明治、市村其他各座太夫元に申出でた。之と同時に各座付名代以下の下廻俳優等も同様の要求を提出した。

東京府廳及警視廳の臨時増俸

十一月一日より東京府廳及警視廳では約三千の府吏員消防夫及七千二百餘名の巡査に對し八年三月の年度末、從來五割の臨時手當の上に更に二割を加へ合計七割を給する旨を發表した。此増給額三十萬圓は十二月の府會で協賛を得る事となつた。巡査の中には増給運動の爲め犠牲者をすら出したと云ふ。

三菱社員の増給

東京三菱にては從來臨時手當八割を各社員に給して居たがそれでは生活費に差支を生ずる者もあり、且又社員中にも増給の聲を私語する者もあるので、十一月一日から右臨時手當を廢し、同時に本俸六十圓以下は十割、百圓以下は九割、二百圓以下は八割、三百圓以下は七割五步宛増給するに決定し、尙退職手當賞與等にも著しく増加を行ふとの事であつた。

神戸市小學校教員の増俸運動

動計畫

十一月二日午後一時神戸市各小學校代表者八十二名の教員は教育界刷新の大旆を掲げて神戸市川池校へ集合協議を開いた。其席上問題は期せずして増俸要求となり一つの團體を作る事を申合せ、五日午後更に會合して具體的の協議を擧げ、第一步として大々的増俸運動を起さんと云ふに一致し午後五時散會した。

朝鮮天安警察署鮮人巡査の爭議

十一月四日朝鮮忠淸南道天安警察署在勤鮮人巡査十三名は生活困難職務に服し難いとして結束して休暇願を差出した。

門司警察署巡査等の動搖

十一月四日の大阪毎日新聞所報に據れば、豫て増給

要求中だつた門司警察署警官は其後一向沙汰なきにたり兼ね漸く動搖の色あり或は水上署との聯合を策するものなどありて形勢面白からぬと云ひ、十一月三日の定例集會にも一向出席者なく、署長以下善後策に腐心してゐた。警察の怠業などと各新聞に報導せられた。

て二割を支給し從來の五割に合して七割の手當を支給せしむる事になつたのであるから各位は能く之の趣旨を諒とせられ一日も早く臨時手當の増加を計りたいと思ふのである云々。

神奈川縣淺野造船所社員の

時間短縮要求

府縣吏員及小學校中學校教員の増給
十一月七日内務、文部兩次官の名を以て左の如き通牒を各地方長官に發送した。

今般國費支辨に關する月俸六十圓未滿の判任官以下臨時手當増額せられしに就ては府縣費支辨の官吏々員、教職員其他の者に對する臨時手當額も國費支辨のものと同様大正八年十月分より増額方御措置せられたし、尙郡市町村吏員教員職員其他の者に對する臨時手當額に就ても右に準じ増額方御措置せられたし。

尙之に就いて南文部次官は左の如く述べて居る。

本年七月地方費支辨の小學校又は中等學校職員等に對し臨時手當五割増の支給通牒を發したが其際に於て臨時手當は充分であつたと思ふ、其後國庫支辨する官吏に臨時手當として五割支給せられたるが均衡上支給する事を命ぜられたが出來なかつた國庫支辨の下級官吏に對してば既に從來臨時手當五割の上に五割を増給する事であつたら本月七日更に通牒を發すし此等小學校又は中等學校職員手當に對しても臨時手當の増加を命じ其加給者は國庫支辨の者と同じく月額六十圓以下の本俸に臨時手當を加へ九十圓を超過せざる範圍に於

大牟田市役所吏員の増俸要求

十一月八日神奈川縣淺野造船所の各課長、部長、係長等三百餘名は午後零時食堂に會合して勤務時間短縮に就て協議し、結局各課長を代表者として一同連判の陳情書を作成して會社側に提出した。陳情の要點は從來午前九時より午後五時迄の勤務であつたのを退出時間の一時間早めて午後四時終ひにする様に要求したものがである。會社側では十日重役會議の上何分の返答をすると答へた。

十一月八日九州大牟田市役所吏員一同は結束して五割増給の要求を市長宛に提出した、

京都在住恩給生活者の大會

十一月九日京都在住の黒川元朝鮮判事外五名の發起に依る、京都市在住、文官及教職員退職者に對する恩給、退隱料並に遺族扶助料増額期成同盟會の大會を府教育會館に開き同志者約三百名は決議に調印し、大々的運動を開始する事となつた、

小學教員手當を物質尊重主義

十一月九日富山縣學務課長某は同縣下の某教育會席上、小學校教員に五割の臨時手當は餘りに多きに失し、其爲教員等は物質主義に流れて肝要の國民教育を沒却し居る云々を述べた。其結果溫順なる小學校教員すら憤慨する者多く檄を飛ばして課長の不信任を縣教育會に問はんとする氣配あつたと云ふ。教育の振興策は小學校教員待遇如何に關係する事頗る大きいものだと云ふ位の事は、縣學務課長たるもののは心得て居るべき筈だと地方の人は非難して居た。

山梨縣九郡役所吏員の増俸

要求

十一月十日山梨縣下九郡役所の吏員は聯合して豫て增俸要求の運動を計畫してゐたが次の如き具體案を各郡の代表者の手にて知事及縣會に請願するに決した、
一、明年度豫算には郡吏員を以て國庫支辨官吏と同様の俸給者とする事一、本年中に昇給す可き郡書記中特別任用による制限以上の増俸不可能なるものに對しては特に別途の方法を以て他の吏員との均衡を得せしむる事一、年末賞與は中元賞與の倍額とする事、

松江市小學教員の増俸要求

十一月下旬松江市小學校教員中少壯者の團體たる教友會は市視學に對し増俸を判任官と同一にし賄料住宅料文具料等を支給されたしと建議し來年四月迄に實施決定を見ないならば市長に迫る旨申出して二十五日を回答期日と指定した、

一、正教員の俸給及手當を國庫支辨判任官と同一程度に進むる事二
正教員には宿直料及賄料を給する事三、教員には住宅料を支給する事四、教員には毎月文具料を支給する事五、遠足修學旅行の監督教員には相當旅費手當を支給する事、
因に同市では校長と訓導との間の俸給懸隔甚だしく且つ増俸の方策にも不公平のあつたとかにて此様の少壯教員の不平を惹き起したのであると云ふ。

横濱に於ける文官恩給増額

期成同盟會

十一月下旬横濱市内に於ける恩給及扶助料享受者一同は横山某、藤某の兩氏等を表面の斡旋者とし、多数有力者の調印を得て文官恩給額請願期成同盟會なるものを組織し宮崎町植山方を事務所として是非其夜議會に請願するといふ事である。

巖手縣氣仙郡書記の増俸要

求

十一月下旬岩手縣氣仙郡書記一同は七月に溯りて九月迄臨時手當五割を給する事、及十月より同手當七割を給する事、其他九ヶ條の要求を郡長の手元に提出した。

大阪市内五中學校教員連合 の増俸運動

十一月下旬大阪市内高津、北野、今宮、市岡及天王寺の五學校教員は連合して増俸要求運動に着手し左の

如き意味の要求を當局に提出せんとした。

大阪府では十月から國費の判任官に對し月九十圓を超える程度に於て七割の増俸を行つたのに均衡を保つため府費支辨にかかる中學校の教職員其の他に對し同じく十月に週つて從來の五割の手當を七割に増した。併し九十圓を超える程度と限定されてゐるがために此の恩典に浴した中學教員は月給五十圓程度のもの以下であつて中學教員の大部分は其の均霑に觸れないでの物價騰貴に鑑み此の際從來の五割の手當を本俸に繰込み更に相當の手當若しくは住宅料を與ふることを要求する。

此事を知つた府當局では早速各學校長を呼び集め、其不穩の運動を中止せしめん爲上田内務部長より左の如く訓諭した。

五割の手當に更に二割を増したのは最近ではないか、六十圓を六十三圓に上げたのも最近ではないか。何日も經たぬうちにそんな運動を起して要求するといふのは場合が頗る悪い、當局にも相當な成案がある、何時までも諸君を苦しめはしない、こゝ暫らくは穩便にした方が得策だ。

校長は一應此趣旨を教員等に傳へたが教員等は一方府會議員に向つて猛烈なる運動を試みると同時に他方小學校教員との待遇の比較を左の如く發表して世間の同情に訴へた。

大阪市内の各小學校の教職員は俸給、臨時手當、住宅料、被服料、納稅支辨等多數の項目の下に平均月額七十餘圓を支給されてゐる、然るに中等教員の平均月額は六十圓を出てない別に中學小學の區別を云々するのではないが、せめて同等だけの待遇だけにして欲しい

大蔵省判任官連の要求

曩に大蔵省判任官は増給運動を起したが、其節臨時手當十割を支給されたしと歎願した。其後同省では七割の手當を給するに決して判任官連も再協議を行つてゐた。恰も十一月三十日二百數十名の判任官連署の上更に三割増手當支給されたしとの歎願書を差出したと云ふ。

東京帝國大學工學部土木科

卒業生の俸給最低限協定

十二月一日、大阪朝日新聞所報によれば翌年卒業すべき東大工學部土木科の學生三十餘名は京都大學及九州大學の同科學生と一大リートグを組織し、最低俸給率を協定して困憊せる中產階級の爲に大に意氣を擧げる

と云ふ。

岡山市吏員の増俸運動

十二月上旬、岡山市役所土木課及水道課兩技術員十一名が結束して増俸の要求を市理事者に爲したので市

當局に於ては各課長會議を開催し善後策に關し協議した結果吏員の輕舉なき様各課長をして此際夫々内訓せしむる事とし、尙水道課長土木課長に對しては課員増俸運動の内容を調査せしむる事とした。兩課長は速刻田宮（水道技手）小林（土木技師）兩氏と會見し、理事者側の意思を通達し且つ此際自重して不穩の行動に出づる事なき様訓示した。兩氏其意を諒とし兩課長に一任する事となつたと云ふ。尙此事は戸籍課、衛生課をも動かし兩課聯合して増俸要求の陳述書を提出すべく熟議したと云ふ。

東京淺草區小學校教員の教

員同盟會設立の議

十二月初め、東京淺草區小學教員有志は教員同盟會設立に努力すると共に賞與増額の運動を起した。

佐賀縣佐賀警察署内巡查罷業

十二月三日、佐賀警察署巡查約五十餘名は同盟罷業を企てた。其原因は從來支給を受けた七割手當豫算が

無くなつた關係上十一月から全く支給の途絶へ、其爲生活に一大不安を感じ前記の舉に出でたものであると云ふ。之れに對して署長より種々斡旋する所あり、手當繼續支出の嘆願書を知事及び縣會に提出する事となつたので一先づ全部の復職を見た。

大阪に女教員組合設立

十二月六七兩日に涉つて、大阪府女子師範學校内で開かれた大阪府下女教員大會の決議をして各區各郡に女教員組合を設立する事となつて、其實行委員は各郡市區より四名乃至十名を選定して各郡市區長及視學の諒解を得るに努め、大阪市東區區長とも既に諒解を得てゐるので着々準備中なり來年一月を期して發會式を擧ぐる事となり、泉郡では郡視學が大阪に來阪したので充分諒解してゐる筈だから速に決定するだらうと云ふ其他にも着々準備されつゝあると聞く。

東京市區吏員の要求

十二月十三日、小石川區役所吏員の組織する交親會を主唱者とし牛込江戸川長光寺に各區吏員及市立圖書館養育院施設療院等の傭員が集合して先般市及區の發表した年末賞與額最高十八割最低八割は他の諸官省の三十割に比較して其率僅少なりとて賞與金三十割以上支出要求の決議を爲し不日具體的の運動となつて表はれるだろうと云ふ。全市區吏員等の總數は約三千名である。然るに二十二日朝賞與額は發表された。夫れに

に關して協議した結果、五名の實行委員を選んで各郡市に女教員會の設立を實行することに決定した。

京都に警察官後援會設けらる

十二月六日、第三回大阪府女教員聯合大會に於て東畠小學校山本ひで氏の提議した大阪府女教員會の設立

よると年俸高級者が十六割なるに下級者は六七割平均であつたので一千二百餘の下級吏員は直に不平勃發し二十二日夜既に集會凝議した組もあると云ふ。其後漸く軟化する者續出して小石川交親會も孤立して積極的行動に出で難き事情となつたので次の如き決議をして市當局の一考を仰ぐ事として運動を閉じた。

(一) 従來中學卒業者の初任月給十五圓なりしを五十圓に引上ぐる事
(二) 解退職して三ヶ年以上勤續の者に對しては月給三ヶ月分の手當支給の事
(三) 書記補以上退職者にして勤續三ヶ年以下の者に對しては從來月給一ヶ月分の手當を給せられしを一般雇員にも適用すること。

高松市在住中等教員の組合

設立運動

十二月十三日、高松在中等學校教員約百五十名中の有志は集會を催して生活改善の爲めの組合設立の下相談を爲した。近く何等かの具體的運動が開始されると云ふ。

東京十五銀行本店員の要求 説

十二月十五日の東京毎日新聞に據れば、十五銀行本店員等は今回同銀行が川崎其他の銀行と合併するに就いて積立金分配額及び年末賞興額等が豫期の如くなので不平を起し以來市内各支店と氣脈を通じ各所に集合して運動方法を協議して要求が若し容れられない時は示威的怠業を行ひ更に同盟退社するとして全員の結束を固む可く運動に熱中したと云ふ。

廢兵への増給運動

全國一萬六千の廢兵並に其家族の生活苦の悲痛なる叫びとして先づ東京市府在住の二百五十の廢兵は十二月十五日築地本願寺に有志大會を開き廢疾不具軍人の恩給増額及び恩給法中扶助料改正並に戦鬪若しくは公務に起因する傷痍疾病軍人を陸軍病院に收容し國費診療とすべき事を貴衆兩院に請願する爲めの式を終り、山岡中佐は廢兵家族の窮状を訴え中村少佐は『先に愛國婦人會、軍人後援會、將校婦人會などに救濟方法を懇願したが孰れも拒絶された』と語り其他悲痛なる演説があつて散會した九年一月全國に移牒して大會を開くに決した。

大阪藤田銀行員の増俸要求 説

十二月上旬、大阪藤田銀行使用人一部は増俸期成同盟會様のものを組織し増俸十割要求の運動を起したと噂された。同銀行幹部の大正日日新聞記者に語つた處に據れば同銀行員約百名の平均給は四十五圓夫に一割五分の住宅料と六割の手當が在る故に他に比してそんなに悪くない三井銀行が八割三四銀行が七割五分日本銀行が六割である兎に角今の處具體的な運動は見受けないとばかりで行員側も同盟會の内容に關して口を緘して語らなかつた。

甲府市立小學教員の増給運動

十二月中旬、甲府市立小學校教員の組織したる互親會では明年度俸給増額運動の爲實行委員を擧げ、市内小學校教員全部の賛同を得て當局者に増給方陳情嘆願した。

名古屋市内小學教員の増給運動

十二月中旬、名古屋西區九校百五十一名の小學教員は聯盟して増給運動を初め各校長にも賛成を求めた。各區教員も之に相呼應するのが現れたので二十二日市内六十校の校長連は協議會を開いた。要求の内容は本俸平均額三十一圓に對する七割の手當を本給に直し更に七割の手當を支給せよと云ふのである。市當局も大いに驚いて直ちに善後策を講じた結果二十五日の市參事會並に二十六日の市會に掛ける事となつた。

埼玉縣米穀検査員三百餘名 の總辭職決議

十二月中旬、埼玉縣米穀検査員三百餘名が知事に對し待遇改善を要求したが何等確答が無いので代表者七十餘名は十二月二十日大會を開き總辭職を決議した。

和歌山市役所吏員の増俸要求

十二月十五日、和歌山役所吏員一同は結束して懸案中の増俸要求の件を愈々請願書として市長に提出する爲めに實行委員八名を選んだ。庶務課長は委員と共に病中の阪本市長を訪問し凝議した。委員側は强硬な意見を持してゐる。縣市會議員等も切りに圓満なる解決を得んと奔走した。

秋田小學教員増俸要求

十二月十七日、秋田市内五小學校教員は教員大會を開き交渉委員を選んで教員待遇改善方を市長に要求した。是より前教員等八十餘名は決議の上年末賞與は少くとも十割以上と云ふ事を決議して校長を以て此事を市長に陳情せしめたのに對し、市役所からは月給額五割の賞與を與へたのに過ぎなかつたので遂に前記の舉に及んだのである。

在郷將校の互助會

十二月十九日、陸軍省會議室で在郷將校互助會設立の下相談會が催された。其内容は在郷將校を會員として毎月若干の貯金を爲さしめ尙一般將校現役將校其他

の寄附金を以つて資金を作り在郷將校の疾病其他家族救濟資金融通の方法を講ずるのだと云ふ。田中陸相も大いに盡力してゐると云ふ。

富山縣の巡査後援會

十二月二十日、富山縣五百の巡査の後顧の憂を問題として一般紳商よりの寄附を以つて後援會を組織するの議が熟した。

京和銀行八幡支店行員の要

求

十二月二十日、八幡西本町五丁目京和銀行八幡支店爲替係貯金係計算係預金係主任行員五名は總辭職をしたので休業の状態となり、頻りに復職を勧誘してゐるが一向應する模様もないと云ふ。原因は十六日同支店事務主任排斥の協議をしてゐるのを支店長が増給要求の協議と誤解して内一名を馘首した爲めだと云ふ。

長崎稅關吏員の年末賞與に 對する不平

長崎税關吏百餘名は十二月二十一日昇給程度も年末賞與も少いとて集合して善後策を協議した。

内務省衛生試験所吏の賞與

不平

京阪神三都小學校長會
十二月二十一日京阪神三都小學校長大會があつた。二百餘名の校長等甲論乙駁の結果左の如き決議をなした。

決議

- 一、教員の社會的地位を進め教育者の權威を確立する事
- 一、教員待遇を高め安全なる生活の下に専心職務に勵精し得る道を講ずる事、
- 一、現代文明の理解と文獻とに努め最善の奉仕を爲さしむる教育を施す事、都市生活の機能を完全に理解せしめ其繁榮に資する事、
- 一、協力一致を以て組織的に氣脈を通じ效果の實現を施する事、

東京府下八王子各小學校教

員の増俸要求

十二月二十三日、午後東京府下八王子各小學校の教

海軍省等の雇員手當並に賞與増額要求

員約八十名は同校第三小學校講堂に集合して増俸要求に關する數氏の演説があつた。要求の要點は現手當五割を本俸に直し更に五割の臨時手當を給するにある。席上數名の實行委員を選び各當局者を訪問して貫徹を期した。

十月二十四五頃より内務省衛生試験所員は年末賞與が僅か四五割の程度なるに不平を唱えて所長に迫るものもあつたりした、當局は極力慰撫した。

會計検査院判任官の賞與不

平

十二月二十四日、會計検査院判任官等は年末賞與金追給方を總代を以つて院長に懇請した。同廳の賞與額は高等官二ヶ月乃至三ヶ月にて判任官は一ヶ月三分だと云ふ。

十二月廿五日、海軍省雇員二百七十名及海軍大學經理學校其他管內在東京雇員等の組織する正拳會にては匿名にて雇員有志の名の下に
一、年末賞與を二ヶ月分以上追加する事二、大正九年一月より臨時手當を十五割とする事、

の二ヶ條の要求を海軍大臣に提出した雇員の給料は平均十八圓廿錢最高四十圓之に七割の手當を加へても極くみじめな生活だと云ふ。今年の賞與は二ヶ月分位であつた。

東京相撲協會力士の増給要

求

年末に近づいて東京相撲協會の力士連より協會に増給の要求を爲す者が出了と云ふ。同時に從來幕内最低十五圓を二十五圓に幕下十兩の最低十圓を十五圓に値上すべく力士會幹事より申出でた。平年寄連も一と場所十五圓では困るから廿圓以上にして呉れと申し出たと云ふ。何れ來春解決の運となるらしい。

陸軍各兵卒の賄料増額

陸軍にては曩に軍隊の賄料一人一日平均九錢一厘なりしを五割増の十三錢六厘に増加したるも本年八月以來物價の異常なる昂騰により現在の儘にては到底軍隊の營養を保持し難きを以て今回更に賄料を三割即ち二錢八厘を増加し一日平均十六錢四厘を支給するに決し

既に陸軍省より内閣に送付し法制局において審議中なれば近く閣議に附議の上實行する事となるべし尙今回之の賄料増加に要する経費は總額三百萬圓なるが右は臨時事件費より支辨すべしと。

師範學校給費の實狀

大正八年豫算に表れた各師範學校生徒の一人一ヶ月分給費額は次の様であつて、社會問題の一対象たるを失はない、殊に青森沖繩の如く食費増体に依る同盟休校あり、四國の某校の如く營養不足でトリメ激増など云ふ悲劇喜劇の演せらるゝに於いてをやである。

三奈栄英千群崎新長神大東府

奈

重良木城葉馬玉潟崎川阪京縣

男子

九〇〇圓

四八〇

八四〇

八七〇

八〇〇

七八〇

七七〇

七〇〇

七八〇

五七〇

五〇〇

女子

八七〇圓

四五〇

八〇〇

七八〇

六五〇

五六〇

六六〇

五七〇

五〇〇

六〇〇

於ける教員増給並に臨時手當平均見込額は九十二圓六十錢にして、師範學校九十七圓六十四錢、同中學校九十七圓九十三錢、女學校八十一圓五十八錢、師範學校及び中學校は左の如くである。

(東京、大阪、北海道)百十七圓(鹿兒島)百十圓(群馬)百九圓(秋田)
百八圓(新潟)百五圓(兵庫、熊本、宮城)百二圓(長野、福島、沖繩)百圓
にして女學校は(北海道)百九圓(東京)百一圓なり。

恩給法改正案

恩給生活者の問題は一部の人々から次第に喧しく云はれて來たので政府では第四十二議會に其改正案を出すと云ふ。今其改正案の骨子とも見るべき部分と現行恩給法とを比較せば左の如くである。

▲現行恩給法第五條　恩給の年額は退官現時の俸給と在官年數とに依りて之を定む即ち在官滿十五年以上十六年未滿にして退官したる者の恩給額は俸給年額の二百四十分の六十とし十五年以上満一箇年毎に二百分の一を加へ満四十年に至つて止む但し在官四十年以上の部に給すべき恩給は四十年の額又十五年未滿の者に給すべき恩給は十五年の額とす。

中學教員俸給

文部省の調査による道府縣立中等學校大正九年度に

▲改正案法　一、恩給の年額は退官現時の俸給と在官年數とに依り之を定む即ち在官滿十五年以上十六年未滿にして退官したる者の恩給額は二百四十分の八十とする　二、在官十五年以上の者に給すべき恩給額は俸給額の二分の一強に達せしむ　三、十五年以上の在官者は傷痍疾病に依らずして退官するもの恩給法の規定に依り恩給を受くる権利を有せしむ